

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
1	<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p><b>第 1 節 計画の目的・方針等</b></p> <p><b>第 2 節 計画の性格</b></p> <p>1 地域防災計画－風水害等災害対策計画</p> <p><u>(2) この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 市防災会議は、毎年、市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。</p> <p>(追加)</p> <p><b>2 他の計画との関係</b></p> <p><u>(1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年法律第 95 号)に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ策定された愛知県地域強靱化計画を指針とするものとする。</u></p> <p><u>(2) この計画の実施に際しては、海部東部消防組合の「消防計画」、海部地区水防事務組合の「水防計画」、「あま市総合計画」及び「愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震災害</u></p>	<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p><b>第 1 節 計画の目的</b></p> <p><b>第 2 節 計画の性格</b></p> <p>1 地域防災計画－風水害等災害対策計画 (削除) ※第 1 章第 2 節第 1 に記載</p> <p>(2) 市防災会議は、毎年、市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。</p> <p><b>2 愛知県地域強靱化計画との関係</b></p> <p><u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。</u></p> <p><u>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</u></p> <p><u>(1) 県民の生命を最大限守る。</u></p> <p><u>(2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。</u></p> <p><u>(3) 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。</u></p> <p><u>(4) 迅速な復旧復興を可能とする。</u></p> <p><b>3 他の計画との関係</b> (削除)</p> <p>この計画の実施に際しては、海部東部消防組合の「消防計画」、海部地区水防事務組合の「水防計画」、「あま市総合計画」及び「愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合 記載箇所の変更</p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理 県計画との整合</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
2	<p>対策計画及び原子力災害対策計画)」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p><b>第3 計画の構成</b>            第4章 災害復旧計画</p> <p><b>第4 災害の想定</b>  <u>(1) 想定した主な災害</u>            この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。  <u>ア</u> 台風による災害  <u>イ</u> 集中豪雨等異常気象による災害  <u>ウ</u> 大規模な火災  <u>エ</u> 危険物の爆発等による災害  <u>オ</u> 可燃性ガスの拡散  <u>カ</u> 有毒性ガスの拡散  <u>キ</u> 航空機事故による災害  <u>ク</u> その他の特殊災害</p> <p><u>(2) 水防対策において参考とする浸水想定</u>            台風や集中豪雨等による洪水による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第 14 条に基づき指定された浸水想定区域を参考とする。</p>	<p>画及び原子力災害対策計画)」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p><b>第3 計画の構成</b>            第4章 災害復旧・復興計画</p> <p><b>第4 災害の想定</b>  <u>1 想定した主な災害</u>            この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。  <u>(1) 台風による災害</u>  <u>(2) 集中豪雨等異常気象による災害</u>  <u>(3) 大規模な火災</u>  <u>(4) 危険物の爆発等による災害</u>  <u>(5) 可燃性ガスの拡散</u>  <u>(6) 有毒性ガスの拡散</u>  <u>(7) 航空機事故による災害</u>  <u>(8) その他の特殊災害</u></p> <p><u>2 水防対策において参考とする浸水想定</u>            台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第 14 条、<u>第 14 条の 2 及び第 14 条の 3</u>に基づき指定された各浸水想定区域を参考とする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p>
3	<p><b>第2節 基本理念及び重点を置くべき事項</b>  <b>第1 防災の基本理念</b>            近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などにより、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。            (略)</p> <p>また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ改善を図っていくこととする。</p> <p><b>第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</b>  <b>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</b></p>	<p><b>第2節 基本理念及び重点を置くべき事項</b>  <b>第1 防災の基本理念</b>            近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行など<u>とあいまって</u>、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。            (略)</p> <p>また、この計画を効果的に推進するため、市は、<u>防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。</u></p> <p><b>第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</b>  <b>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</b></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
6	<p>2 県</p> <p>(1) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) ~ (23) (略)</p>	<p>2 県</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</u></p> <p>(3) ~ (24) (略)</p>	<p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p>
7	<p>6 指定地方行政機関</p> <p>(1) 名古屋地方気象台</p> <p>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を<u>する</u>。</p> <p>イ <u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</u></p> <p>ウ <u>気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるように努める。</u></p> <p>エ <u>木曽川・庄内川等について中部地方整備局と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</u></p> <p>オ <u>新川について愛知県と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</u></p> <p>カ <u>愛知県と共同して土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>キ <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</u></p> <p>ク <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u></p> <p>ケ <u>県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</u></p>	<p>6 指定地方行政機関</p> <p>(1) 名古屋地方気象台</p> <p>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を<u>行う</u>。</p> <p>イ <u>気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</u></p> <p>ウ <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>エ <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>オ <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
8	<p>(2) 中部地方整備局</p> <p>ウ 応急復旧</p> <p>(オ) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。</p>	<p>(2) 中部地方整備局</p> <p>ウ 応急復旧</p> <p>(オ) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・<u>災害対策用機械</u>・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。</p>	<p>表記の整理</p>
10	<p>(3) ~ (11) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(3) ~ (11) (略)</p> <p><u>(12) 国土地理院中部地方測量部</u></p> <p><u>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u></p> <p><u>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u></p> <p><u>ウ 災害予防・災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</u></p> <p><u>エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関する情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
12	<p>8 指定公共機関</p> <p>(6) ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>(7) 日本赤十字社愛知県支部</p> <p>ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検を行う。</p> <p>イ~エ (略)</p> <p>オ 義援金の受付け及び配分を行う。なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速かつ公正な配分に努める。</p> <p><b>第4節 災害の想定</b> <b>第2 あま市の概要</b></p>	<p>8 指定公共機関</p> <p>(6) ソフトバンク株式会社</p> <p>(7) 日本赤十字社愛知県支部</p> <p>ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</p> <p>イ~エ (略)</p> <p>オ 義援金等の受付け及び配分を行う。なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金等の迅速かつ公正な配分に努める。</p> <p><b>第4節 災害の想定</b> <b>第2 あま市の概要</b></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改 正 案	改正理由
15	<p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人口及び世帯数</p> <p>本市の人口は、昭和 40 年代、50 年代に急激に増加したが、昭和 60 年代から平成にかけては増加のスピードが低下している。平成 28 年 1 月 1 日現在の人口は 88,514 人で、このうち 65 歳以上の人口は 22,355 人となっており、総人口の 25.3 パーセントを占めている。この比率は、<u>全国平均よりは低いものの</u>、今後も老年人口の増加が予想され、本市においても高齢化現象の傾向が認められる。</p> <p>世帯数は、平成 28 年 1 月 1 日現在 35,322 世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は 2.51 人となっており、核家族化の進行がうかがわれる。</p> <p>隣接する名古屋市の発展に伴い人口は急増し、純農村から都市的住宅地として変りつつある。</p> <p>これに伴い、住宅や舗装などによる不浸透地域の増大や田畑などの緑地の減少による保水、遊水機能の低下が進行し、水害の危険性が増大している。</p>	<p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人口及び世帯数</p> <p>本市の人口は、昭和 40 年代、50 年代に急激に増加したが、昭和 60 年代から平成にかけては増加のスピードが低下している。平成 29 年 1 月 1 日現在の人口は 88,663 人で、このうち 65 歳以上の人口は 22,786 人となっており、総人口の 25.7 パーセントを占めており、今後も老年人口の増加が予想され、本市においても高齢化現象の傾向が認められる。</p> <p>世帯数は、平成 29 年 1 月 1 日現在 35,722 世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は 2.48 人となっており、核家族化の進行がうかがわれる。</p> <p>隣接する名古屋市の発展に伴い人口は急増し、純農村から都市的住宅地として変りつつある。</p> <p>これに伴い、住宅や舗装などによる不浸透地域の増大や田畑などの緑地の減少による保水、遊水機能の低下が進行し、水害の危険性が増大している。</p>	データの更新
20	<p><b>第 2 章 災害予防計画</b></p> <p><b>第 2 節 防災協働社会の形成推進</b></p> <p>第 2 対策</p> <p>3 業務継続計画の策定</p> <p>市は、<u>激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><b>第 2 章 災害予防計画</b></p> <p><b>第 2 節 防災協働社会の形成推進</b></p> <p>第 2 対策</p> <p>3 公的機関の業務継続性の確保</p> <p>市及び防災機関は、<u>災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。</u></p> <p><u>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</u></p> <p>市は、<u>災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</u></p>	県計画との整合

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>(1) <u>首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u></p> <p>(2) <u>本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u></p> <p>(3) <u>電気・水・食料等の確保</u></p> <p>(4) <u>災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u></p> <p>(5) <u>重要な行政データのバックアップ</u></p> <p>(6) <u>非常時優先業務の整理</u></p> <p>4 <u>応急活動のためのマニュアルの作成等</u>  <u>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</u></p> <p>5 <u>人材の育成等</u>  <u>市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</u>  <u>また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</u></p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>
21	<p><b>第3節 防災業務施設・設備等の整備計画</b></p> <p><b>第5 消防施設・設備等</b>                      消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。また、消防施設・設備等を定期的に点検し、災害の発生に備える。</p> <p><b>第6 通信施設・設備等</b>                      (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市と各地区、</p>	<p><b>第3節 防災業務施設・設備等の整備計画</b></p> <p><b>第5 消防施設・設備等</b>                      消防ポンプ自動車、<u>救助・救急用資機材</u>等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善並びに性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。また、消防施設・設備等を定期的に点検し、災害の発生に備える。</p> <p><b>第6 情報の収集・連絡体制の整備</b></p> <p>1 <u>情報の収集・連絡体制</u>  <u>市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</u></p> <p>2 <u>通信施設・設備等</u>                      (1) <u>通信施設の防災構造化等</u>                      防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市と</p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>県、関係機関との相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、通信施設等の整備改善に努める。また、</p> <p>(追加)  <u>万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。</u></p> <p>(追加)</p> <p>1 防災行政用無線の整備充実                  2 災害時優先電話の登録及び周知                  3 市ホームページの活用                  4 C A T Vシステムの活用</p> <p><b>第 8 救助施設・設備等</b>  <u>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、発電機、担架、救命胴衣等の救命用資器材及び乾パン、アルファ米等の救助用食糧、生活必需品等の物資について、有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう、整備改善並びに点検を実施する。</u></p> <p>(追加)</p> <p><b>第 9 その他施設・設備等</b>                  (追加)</p>	<p>各地区、県、関係機関との相互間における情報連絡網の整備を図ると共に、通信施設等の整備改善に努める。また、<u>予備機等の設置に努めるとともに電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u></p> <p>(2) <u>通信施設の非常用発電機</u>  <u>万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所(風水害においては浸水する危険性が低い場所)に整備し、その保守点検等を実施する。</u></p> <p>(3) <u>防災情報システムの整備</u>  <u>県、市町村及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</u></p> <p>3 防災行政用無線の整備充実                  4 災害時優先電話の登録及び周知                  5 市公式Webサイトの活用                  6 C A T Vシステムの活用</p> <p><b>第 8 救助施設・救急等に係る施設・設備等</b>  <u>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、発電機、担架、救命胴衣等の救命用資器材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう、整備改善並びに点検する。</u></p> <p><u>また、市は、負傷者が多数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</u></p> <p><b>第 9 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等</b>  <b>第 10 物資の備蓄、調達供給体制の確保</b>                  1 <u>市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。</u>  <u>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合に</u></p>	<p>表記の整理                  表記の整理                  表記の整理                  表記の整理                  県計画との整合</p> <p>県計画との整合                  県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
		<p><u>は、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</u></p> <p><u>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>2 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間の食料を備蓄しておくよう啓発する。</p> <p>3 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>附属資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主食等の備蓄状況</li> <li>○ 災害時における物資供給等に関する協定書</li> <li>○ 災害支援協力に関する協定書</li> <li>○ 災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定書</li> <li>○ 災害時における物資供給等に関する協定書</li> </ul> </div>	
(追加)		<p><b>第 1 1 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</b></p> <p><u>市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</u></p> <p><u>なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮の危険性に配慮する。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
(追加)		<p><b>第 1 2 災害廃棄物処理に係る事前対策</b></p> <p>1 市災害廃棄物処理計画の策定</p> <p><u>市は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</u></p> <p>2 広域連携、民間連携の促進</p>	<p>県計画との整合</p>



風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
23	<p>(追加)</p> <p><b>第 4 節 河川防災対策計画</b>  <b>第 4 河川情報の収集、活用</b></p> <p><u>中部地方整備局及び県は、水防法に基づき浸水想定区域を指定するとともに、浸水想定等の情報を提供することにより、市のハザードマップ (防災マップ) 作成を支援する。また、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。市は、このシステム及びハザードマップを活用し、洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難の確保、水災による被害の防止、軽減、市の迅速的確な避難態勢の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>1 雨量情報</u>  <u>(1) 河川系雨量情報</u>  <u>(2) 砂防系雨量情報</u>  <u>(3) 市町村系雨量情報</u>  <u>(4) アメダス情報</u></p> <p><u>2 水位情報</u>      県河川水位情報</p>	<p><u>中部地方環境事務所、県 (環境部) 及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>附属資料</b>    <u>。災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互              応援に関する協定書</u>  <u>。災害時における廃棄物の処理等に関する協定</u></p> </div> <p><b>第 1 3 罹災証明書の発行体制の整備</b></p> <p><u>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>第 4 節 河川防災対策計画</b>          (削除)</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現 行 (平成 28 年 3 月修正)	改 正 案	改正理由
	<p>3 河川画像情報  <u>河川監視カメラの画像情報</u></p> <p>第5 排水路の整備等の推進</p> <p>第6 浸水想定区域の指定のあったときの市における措置</p> <p>(1) 市地域防災計画に定める事項</p> <p>市防災会議は、浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。</p> <p>ア 洪水予報等の伝達方法</p> <p><u>イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u>          (追加)</p> <p>ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p><u>(ア) 要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</u></p> <p><u>(イ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</u></p> <p><u>(ウ) (イ)を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法</u></p> <p>(2) 防災マップ等の配布</p> <p>市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>第4 排水路の整備等の推進</p> <p>第5 浸水想定区域の指定のあったときの市における措置</p> <p>1 市地域防災計画に定める事項</p> <p>市防災会議は、浸水想定区域、<u>雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)</u>の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。</p> <p>(1) 洪水予報等の伝達方法</p> <p><u>(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p>ア 要配慮者利用施設(主として<u>社会福祉施設、学校、医療施設</u>その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</p> <p>イ 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>ウ <u>イを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法</u></p> <p>2 <u>ハザードマップ(防災マップ)</u>の配布</p> <p>市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、<u>滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ(防災マップ))</u>の配布その他の必要な措置を講</p>	<p>表記の整理          表記の整理          県計画との整合</p> <p>表記の整理          県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
24	<p><b>第 7 節 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</b></p> <p>1 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>2 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p>3 <u>自衛水防組織の設置 (努力義務)</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p><b>第 8 節 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</b></p> <p>1 計画の策定 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他措置に関する計画の作成</p> <p>2 訓練の実施 大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p>3 <u>自衛水防組織の設置 (努力義務)</u> 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p><b>第 6 節 都市の防災化計画</b></p>	<p>じるものとする。</p> <p><b>第 6 節 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</b></p> <p>1 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>2 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p>3 自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p><b>第 7 節 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</b></p> <p>1 計画の策定 大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>2 訓練の実施 大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p>3 自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p><b>第 6 節 都市の防災化計画</b></p>	<p>表記の整理 県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理 県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>
27	<p><b>第 3 節 防災上重要な都市施設の整備</b></p> <p><u>(1) 都市における道路の整備</u> 都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。 このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、<u>地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道</u></p>	<p><b>第 3 節 防災上重要な都市施設の整備</b></p> <p><u>1 都市における道路の整備</u> 都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。 このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、<u>大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造</u></p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改 正 案	改正理由
	<p>路構造を検討する。</p> <p>(2) 都市における公園等の整備 都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。 (略)</p> <p><b>第 4 建築物の不燃化の促進</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><b>第 1 2 節 ライフライン施設対策計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b> <u>ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>を検討する。</p> <p>2 都市における公園等の整備 都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。 (略)</p> <p><b>第 4 建築物の不燃化の促進</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>第 1 2 節 ライフライン施設対策計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b> <u>電力施設、ガス施設、上水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</u></p>	<p></p> <p>表記の整理</p> <p></p> <p>表記の整理</p> <p></p> <p>県計画との整合</p>
35	<p><b>第 5 上水道</b> あま市上水道課並びに名古屋市上下水道局は、災害時に安定供給できるよう、次の<u>諸施設</u>を実施する。</p>	<p><b>第 5 上水道</b> あま市上水道課並びに名古屋市上下水道局は、災害時に安定供給できるよう、次の<u>対策</u>を実施する。</p>	<p></p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改 正 案	改正理由
48	<p>第 6 下水道</p> <p>2 災害対策用資機材の確保 災害対策用資機材を平時から<u>その確保に努めるとともに</u>、定期的に保管状況を点検整備する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(追加)</p> <p><b>第 20 節 避難対策計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p> <p>災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市長は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。なお、避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図り、災害情報共有システム (Lアラート) の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災対法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>(追加)</p> <p><u>1 市における措置</u></p> <p><u>(1) マニュアルの作成</u></p> <p><u>ア</u> 豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること</p> <p><u>イ</u> 収集できる情報として次の情報を踏まえること</p> <p><u>(ア)</u> 気象予警報及び気象情報</p> <p><u>(イ)</u> 河川の水位情報、指定河川洪水予報</p> <p><u>ウ</u> 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」</p>	<p>第 6 下水道</p> <p>2 災害対策用資機材の確保 <u>可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に</u>平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 協定の締結</u> <u>発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u></p> <p><b>第 20 節 避難対策計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p> <p>災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市長は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。なお、避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図り、災害情報共有システム (Lアラート) の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災対法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p><u>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</u></p> <p><u>また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>1 マニュアルの作成</u></p> <p><u>(1) 豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること。</u></p> <p><u>(2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</u></p> <p><u>ア</u> 気象予警報及び気象情報</p> <p><u>イ</u> 河川の水位情報、指定河川洪水予報</p> <p><u>(3) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
	<p>(内閣府)を参考にすること。</p> <p>エ 区域の設定に当たっては、河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を踏まえること</p> <p>オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>(追加)</p>	<p>(内閣府)を参考にすること。</p> <p><u>(4) 区域の設定に当たっては、河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を踏まえること。</u></p> <p><u>(5) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること。</u></p> <p><u>(6) 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること。</u></p> <p><u>ア 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</u></p> <p><u>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</u></p> <p><u>イ 高潮に係る避難勧告等については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
	<p>(追加)</p>	<p>2 浸水想定区域おける措置</p> <p><u>浸水想定区域（水防法に基づくもの）の指定を受けた区域において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項に係る情報伝達、予警報の発令・伝達・避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>市地域防災計画で具体的に定める内容については、第 2 章第 4 節に定めるところによる。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
	<p>(追加)</p>	<p><b>第 2 緊急避難場所の指定</b></p> <p><u>1 広域避難場所</u></p> <p><u>市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
(追加)		<p><u>次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。</u></p> <p><u>(1) 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド (校庭を含む。)、公共空地等が適当と考えられる。</u></p> <p><u>(2) 広域避難場所における避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m<sup>2</sup>以上とする。</u></p> <p><u>(3) 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民 (昼間人口も考慮する。) を収容できるよう配置するものとする。</u></p> <p><u>(4) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の 2%未満であり、かつ、散在していなければならない。</u></p> <p><u>(5) 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。</u></p> <p><u>(6) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮する。</u></p> <p><u>(7) 地区分けをする場合においては、行政区単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。</u></p> <p><u>2 一時避難場所</u></p> <p><u>市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド (校庭を含む。)、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。</u></p> <p><u>なお、避難者 1 人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。</u></p> <p><b>第3 避難路の選定</b></p> <p><u>緊急避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</u></p> <p><u>1 避難路はおおむね 8 m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。</u></p> <p><u>2 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。</u></p> <p><u>3 避難路は、相互に交差しないものとする。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
49	<p><b>第2</b> 指定避難所の指定</p> <p><b>第3</b> 避難所として適切な施設</p> <p><b>第4</b> 避難所における必要面積の確保</p> <p><b>第5</b> 避難所に備えるべき設備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p>	<p><u>4 浸水等の危険のない道路であること。</u></p> <p><b>第4</b> 指定避難所の指定</p> <p><b>第5</b> 避難所として適切な施設</p> <p><b>第6</b> 避難所における必要面積の確保</p> <p><b>第7</b> 避難所に備えるべき設備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、<u>マンホールトイレ、毛布等の整備</u>を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p>
50	<p><b>第6</b> <u>避難経路の表示</u></p> <p><u>市は、避難所及びその場所を住民に周知徹底させるため、市ホームページ及び広報紙等を活用するとともに、所要の箇所に標示・標札を立てておくものとする。</u></p> <p><b>第7</b> 避難所の運営体制の整備</p> <p><b>第8</b> 市及び学校、病院等防災上重要な施設の管理者の避難計画</p> <p><b>第9</b> 情報伝達体制の整備</p> <p>(追加)</p>	<p>(削除) ※第3に記載</p> <p><b>第8</b> 避難所の運営体制の整備</p> <p><b>第9</b> 市及び学校、病院等防災上重要な施設の管理者の避難計画</p> <p><b>第10</b> 情報伝達体制の整備</p> <p><b>第11</b> <u>避難に関する意識啓発</u></p> <p><u>市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。</u></p> <p><b>1</b> <u>緊急避難場所等の広報</u></p> <p>緊急避難場所や避難所の指定を行った場合は、次の事項につき、<u>地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 緊急避難場所、避難所の名称</u></p> <p><u>(2) 緊急避難場所、避難所の所在位置</u></p> <p><u>(3) 避難地区分け</u></p> <p><u>(4) 緊急避難場所、避難所への経路</u></p> <p><u>(5) 緊急避難場所、避難所の区分</u></p> <p><u>(6) その他必要な事項</u></p> <p><u>・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p>



風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
54	<p><b>第 2 3 節 防災訓練及び防災思想の普及計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限に食い止めるには、市を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から各種災害について正しい認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。</p> <p>このため、市は、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の高揚を図る。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。</u></p> <p><b>2 避難のための知識の普及</b></p> <p><u>市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(1) 平常時における避難のための知識</u></p> <p><u>(2) 避難時における知識</u></p> <p><u>・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること。</u></p> <p><u>・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること。）。</u></p> <p><u>・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと。</u></p> <p><u>(3) 避難場所、避難所滞在中の心得</u></p> <p><b>3 その他</b></p> <p><u>防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</u></p> <p><b>第 2 3 節 防災訓練及び防災思想の普及計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限に食い止めるには、市を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から各種災害について正しい認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。</p> <p>このため、市は、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の高揚を図る。</p> <p><u>市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
55	<p>第 2 防災訓練の実施 （略） その際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第 3 防災思想の普及</p> <p>2 住民に対する防災教育</p> <p>（1）<u>防災に関する一般的知識</u></p> <p>（2）<u>気象情報等に関する知識</u></p> <p>（3）<u>避難の方法及び場所</u></p> <p>（4）<u>災害危険箇所</u></p> <p>（5）<u>過去の災害事例</u></p> <p>（6）<u>平常時及び災害発生時の心得</u></p> <p>（7）<u>自主防災組織の意義</u></p> <p>（8）<u>非常持出品について</u></p> <p>（9）<u>災害の体験発表</u></p>	<p><u>を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。</u></p> <p>第 2 防災訓練の実施 （略） その際、<u>要配慮者の多様なニーズ</u>に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第 3 防災思想の普及</p> <p>2 住民に対する防災教育</p> <p>（1）<u>災害に関する一般的知識</u></p> <p>（2）<u>正確な情報の入手</u></p> <p>（3）<u>防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u></p> <p>（4）<u>地域の緊急避難場所、避難路に関する知識</u></p> <p>（5）<u>警報等や避難指示等の意味と内容</u></p> <p>（6）<u>警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動</u></p> <p>（7）<u>様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動</u></p> <p>（8）<u>避難生活に関する知識</u></p> <p>（9）<u>家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておくこと。）</u></p> <p>（10）<u>応急手当方法の紹介、平素から市民がすべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p>
57	<p>4 <u>防災関係機関の実施する防災訓練に対する市の指導・協力</u></p> <p><u>防災関係機関が防災訓練を実施する場合、市は、必要に応じ指導、協力する。</u></p>	<p>4 防災訓練の指導協力</p> <p><u>市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</u></p> <p><u>また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力す</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
61	<p><b>第 2 5 節 応援体制の整備計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p> <p>市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p><b>第 2 実施内容</b> (追加)</p> <p><u>1 相互応援協定締結の推進</u></p> <p><u>2 救援隊等による協力体制の整備</u></p> <p>(2) 広域航空消防応援</p> <p>県及び市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。</p> <p>(3) <u>愛知県広域消防相互応援協定</u></p> <p>市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</p> <p><u>(4) 愛知県DMATによる医療救護活動</u></p> <p>県は、愛知県内外で大規模災害等が発生した場合において、「<u>愛知DMAT設置運営要領</u>」及び「<u>愛知DMATに関する協定</u>」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</p>	<p>る。</p> <p><b>第 2 5 節 応援体制の整備計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p> <p>市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p><b>第 2 実施内容</b></p> <p><u>1 応援要請手続きの整備</u></p> <p>市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。</p> <p><u>2 相互応援協定締結の推進</u></p> <p><u>3 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</u></p> <p>(2) 広域航空消防応援</p> <p>県及び市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう<u>実践的な訓練等</u>を通じて活動体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) <u>県内の広域消防相互応援</u></p> <p>市は、愛知県内に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう<u>実践的な訓練等</u>を通じて活動体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
63	<p>3 防災活動拠点の整備</p> <p>県は、大規模な災害発生時に他市町村等から応援を受けた場合に、<u>人員・物資の集結・集積に必要な活動拠点として、各市町村には「地区防災活動拠点」を、また各地域の拠点として「地域防災活動拠点」、「広域防災活動拠点」等の確保を図っている。</u></p> <p><u>本市の地区防災活動拠点として「鷹居、美和、森グラウンド」が、また海部地域の地域防災活動拠点及び県西部の広域防災活動拠点として「海南こどもの国」が確保されている。</u></p> <p><u>市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>第 2 7 節 企業防災の促進計画</b></p> <p><b>第 2 対策</b></p> <p><b>1 企業の取組</b></p> <p>(追加)</p> <p><u>企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(1) 生命の安全確保</p> <p><u>顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の</u></p>	<p>4 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>ア 防災活動拠点の確保等</p> <p><u>市は、円滑に国、県等からの広域的な応援を受けることができよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u></p> <p>イ 訓練、検証等</p> <p><u>市は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</u></p> <p><b>第 2 7 節 企業防災の促進計画</b></p> <p><b>第 2 対策</b></p> <p><b>1 企業の取組</b></p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p><u>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。</u></p> <p><u>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</u></p> <p><u>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u></p> <p>(2) 生命の安全確保</p> <p><u>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。</u></p>	<p>表記の整理 県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理 県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改 正 案	改正理由												
71	<p><u>安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。</u></p> <p>(2) 二次災害の防止  <u>製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。</u></p> <p>(3) 事業の継続  <u>被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画 (BCP) を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。</u></p> <p>(4) 地域貢献・地域との共生  <u>災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。</u>  <u>また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。</u></p> <p>(追加)</p> <p><b>第3章 災害応急対策計画</b>  <b>第2節 通信運用計画</b>  <b>第5 防災相互通信用無線局の活用</b></p> <table border="1" data-bbox="300 1358 1055 1437"> <thead> <tr> <th>基地局</th> <th>陸場移動局</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1局</td> <td>118局</td> <td>466.925MH z 帯</td> </tr> </tbody> </table>	基地局	陸場移動局	備 考	1局	118局	466.925MH z 帯	<p>(3) 二次災害の防止  <u>落下の防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。</u></p> <p>(削除) ※ (1) に記載</p> <p>(4) 地域との共生と貢献  <u>緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。</u>  <u>企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。</u></p> <p>(5) <u>洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置</u>  <u>第2章第4節第6、第7参照</u></p> <p><b>第3章 災害応急対策計画</b>  <b>第2節 通信運用計画</b>  <b>第5 防災相互通信用無線局の活用</b></p> <table border="1" data-bbox="1167 1358 1921 1437"> <thead> <tr> <th>基地局</th> <th>陸場移動局</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1局</td> <td>113局</td> <td>466.925MH z 帯</td> </tr> </tbody> </table>	基地局	陸場移動局	備 考	1局	113局	466.925MH z 帯	<p>表記の整理          県計画との整合</p> <p>県計画との整合          記載箇所の変更</p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>データの更新</p>
基地局	陸場移動局	備 考													
1局	118局	466.925MH z 帯													
基地局	陸場移動局	備 考													
1局	113局	466.925MH z 帯													

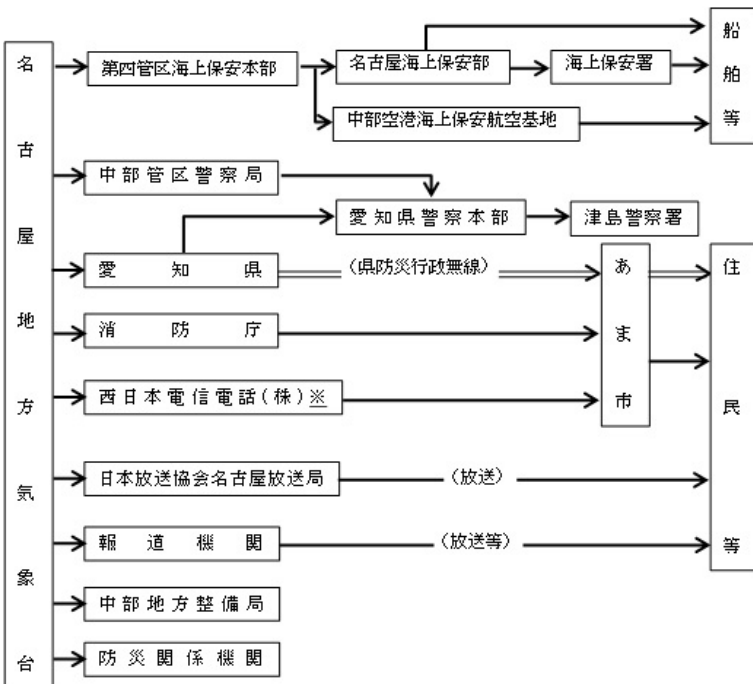
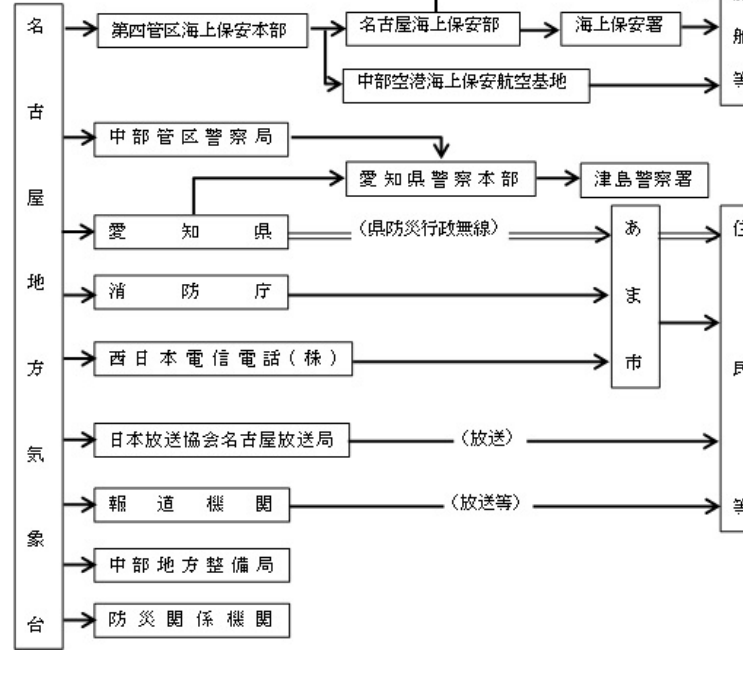
風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
72	<p>第 6 電話・電報施設の優先利用</p> <p>1 一般電話及び電報</p> <p>(1) 災害時優先電話の登録 (追加)</p> <p>市は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話のふくそうの回避のため、あらかじめ発信する電話番号を、次のとおり西日本電信電話株式会社名古屋支店に「災害時優先電話」として登録している。</p> <p>(2) 非常扱いの電報 (略)</p> <p>電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」(22時以降翌朝8時までは、0120—000115で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。</p> <p>(3) 緊急扱いの電報 (略)</p> <p>電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」(22時以降翌朝8時までは、0120—000115で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。</p>	<p>第 6 電話・電報施設の優先利用</p> <p>1 一般電話及び電報</p> <p>(1) 災害時優先電話</p> <p><u>災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。</u></p> <p>市は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話のふくそうの回避のため、あらかじめ発信する電話番号を、次のとおり西日本電信電話株式会社名古屋支店に「災害時優先電話」として登録している。</p> <p>(2) 非常扱いの電報 (略)</p> <p>電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」(22時以降翌朝8時までは、0120_000115で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。</p> <p>(3) 緊急扱いの電報 (略)</p> <p>電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」(22時以降翌朝8時までは、0120_000115で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。</p> <p>(削除)</p>	<p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p>
73	<p>3 専用電話の利用</p> <p>第 7 有線通信途絶時の通信施設の優先利用 (非常通信)</p> <p>4 利用者の心得</p> <p><u>非常通信を利用する場合は、依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱いが便宜であるよう、次の事項を守るよう心がけなければならない。</u></p>	<p>2 専用電話の利用</p> <p>第 7 有線通信途絶時の通信施設の優先利用 (非常通信)</p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改 正 案	改正理由
	<p>(1) <u>依頼する通信の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成に当たっては、できる限り次の要領によるものとする。</u>  <u>ア 電報形式又は文書形式とすること。</u>  <u>イ 通報は何通でも依頼できるが、1 通の電報文はなるべく本文200字以内とすること。</u>  <u>ウ 宛先は、住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載すること。</u>  <u>エ 本文の末尾に発信人名を記載すること。</u>  <u>オ 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号も記載すること。</u></p> <p>(2) <u>非常通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないから、利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。</u></p> <p>(3) <u>非常通報はなるべく無料として取り扱うようになっているが、通信経路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱いに関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。</u></p>		
75	<p><b>第3節 情報の収集・伝達計画</b></p> <p><b>第1 方針</b></p> <p>気象予報警報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるので、情報の迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めるものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第3節 情報の収集・伝達計画</b></p> <p><b>第1 方針</b></p> <p>気象予報警報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるので、情報の迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めるものとする。</p> <p><u>また、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
76	<p><b>第2 災害情報等の収集及び伝達</b></p> <p>3 気象警報等の伝達系統</p> <p>(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等</p>	<p><b>第2 災害情報等の収集及び伝達</b></p> <p>3 気象警報等の伝達系統</p> <p>(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
77	 <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 二重線経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</li> <li>2 気象庁本庁から西日本電信電話(株)(NTTマーケティングアクト福岡104センター)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</li> </ol> <p>※ 西日本電信電話(株)は、当該業務をNTTマーケティングアクト福岡104センターで行っている。</p> <p>(2) 洪水予報 ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報(木曾川・庄内川)</p>	 <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 二重線経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</li> <li>2 気象庁本庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</li> </ol> <p>(削除)</p> <p>(2) 洪水予報 ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報(木曾川・庄内川)</p>	<p>表記の整理</p>



風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
78	<p>※ 西日本電信電話(株)は、当該業務をNTTマーケティングアクト福岡104センターで行っている。</p> <p>イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <p>※ 西日本電信電話(株)は、当該業務をNTTマーケティングアクト福岡104センターで行っている。</p>	<p>(削除)</p> <p>イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改 正 案	改正理由
78	<p>第3 被害情報</p> <p>1 被害情報の収集</p> <p>(1) 被害状況の調査</p> <p><b>様 式 。被害調査表 (様式第 1 号)</b></p> <p>(2) 被災者台帳の作成</p> <p>被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。</p> <p>(4) 市災害対策本部への報告等</p> <p>ア 災害情報</p> <p>災害が発生し、又は災害の発生が予想される危険な状況に至った場合の災害の応急対策等について逐次現地の状況を報告する。報告は、災害情報様式第2号より行い、報告内容は、主に次のとおりとする。</p> <p>イ 被害報告</p> <p>(ウ) 確定報告</p> <p>被害状況が確定した直後に報告する。</p> <p>この場合、各種経費の費用負担を決定する場合もあるので正確さを要する。</p> <p>なお、復旧対策及び広報活動の資料として活用するため、被災地の状況を撮影し、写真は防災総括班へ提出する。</p>	<p>第3 被害情報</p> <p>1 被害情報の収集</p> <p>(1) 被害状況の調査 (削除)</p> <p>(2) 被災者台帳の作成</p> <p>被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災状況調査票 (兼台帳) を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。</p> <p>(4) 市災害対策本部への報告等</p> <p>ア 災害情報</p> <p>災害が発生し、又は災害の発生が予想される危険な状況に至った場合の災害の応急対策等について逐次現地の状況を報告する。報告は、災害情報より行い、報告内容は、主に次のとおりとする。</p> <p>イ 被害報告</p> <p>(ウ) 確定報告</p> <p>被害状況が確定した直後に報告する。</p> <p>この場合、各種経費の費用負担を決定する場合もあるので正確さを要する。</p> <p>なお、復旧対策及び広報活動の資料として活用するため、被災地の状況を撮影し、写真は広報公聴・情報班へ提出する。</p>	表記の整理
87	<p>2 県等への被害状況の報告</p> <p><u>搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</u></p> <p><u>また行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行なっていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</u></p> <p><u>市は、市が所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、逐次、電話等により県 (海部県民セン</u></p>	<p>2 県等への被害状況の報告</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p><u>市長は、人的被害の状況 (行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、津波災害の発生状況等の情報を収集する。</u></p> <p><u>特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。</u></p> <p><u>なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による</u></p>	県計画との整合

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
	<p><u>ター）又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。</u>  <u>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u>  <u>また、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。</u>  <u>（1）市の措置</u>  <u>市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）（以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式第3号により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）</u>  <u>また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</u>  <u>なお、確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。</u>  <u>おつて、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p>	<p><u>被害規模の把握を行う。</u>  <u>（2）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</u>  <u>市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。</u>  <u>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u>  <u>（3）行方不明者の情報収集</u>  <u>捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</u>  <u>（4）火災、災害即報要領に基づく報告</u>  <u>ア 市は、火災、災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）</u>  <u>また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</u>  <u>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書</u></p>	

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由																		
88 89	<p>様式 〇 災害情報 (様式第 2 号)</p> <p>ア 海部県民センター</p> <p>イ 県への連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>NTT FAX</td> <td>052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))</td> <td>052-971-7103 (追加) (追加)</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td>600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)</td> <td>600-1360~1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) (追加) (追加)</td> </tr> <tr> <td>e-mail</td> <td>saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</td> <td>(追加)</td> </tr> </table>	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))	052-971-7103 (追加) (追加)	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)	600-1360~1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) (追加) (追加)	e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	(追加)	<p>により県に報告する。</p> <p>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</p> <p>(削除)</p> <p>(ア) 海部県民センター</p> <p>(イ) 県への連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>NTT FAX</td> <td>052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))</td> <td>052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td>600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)</td> <td>600-1360~1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)</td> </tr> <tr> <td>e-mail</td> <td>saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</td> <td>aichi-saitaihonbu2@lion.ocn.ne.jp</td> </tr> </table>	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))	052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)	600-1360~1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)	e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	aichi-saitaihonbu2@lion.ocn.ne.jp	<p>表記の整理 県計画との整合</p>
NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))	052-971-7103 (追加) (追加)																			
防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)	600-1360~1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) (追加) (追加)																			
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	(追加)																			
NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))	052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107																			
防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)	600-1360~1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)																			
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	aichi-saitaihonbu2@lion.ocn.ne.jp																			
90	<p>(2) 被害状況の照会</p> <p>(3) 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。</p> <p>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</p>	<p>(5) 被害状況の照会</p> <p>3 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>(1) 国に対する逐次の情報伝達</p> <p>関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。</p> <p>(2) 災害の規模の把握のために必要な情報</p> <p>市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。</p> <p>(3) 安否情報</p> <p>市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。</p> <p>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急</p>	<p>表記の整理 表記の整理 県計画との整合</p>																		

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由																																								
	<p>3 その他の情報の収集伝達 (略)</p> <table border="1" data-bbox="253 746 1057 1120"> <thead> <tr> <th colspan="2">伝達の対象となる被害</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生状況等</td> <td>被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況 (全般)</td> <td>様式第3号～第5号によること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人、住家被害等</td> <td>人的被害</td> <td>様式第6号によること。</td> </tr> <tr> <td>避難状況、救護所開設状況</td> <td>様式第7号によること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">公共施設被害</td> <td>河川被害</td> <td rowspan="6">様式第8号によること。 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>道路被害</td> </tr> <tr> <td>水道施設被害</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設被害</td> </tr> <tr> <td>電信電話施設被害</td> </tr> <tr> <td>電力施設被害</td> </tr> <tr> <td>ガス施設被害</td> </tr> </tbody> </table> <p>様式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害調査表 (追加)</li> <li>○災害情報</li> <li>○災害概況速報</li> <li>○災害発生直後の状況</li> <li>○災害発生状況等 (速報・確定報告)</li> <li>○人的被害</li> </ul>	伝達の対象となる被害		伝達内容	災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況 (全般)	様式第3号～第5号によること。	人、住家被害等	人的被害	様式第6号によること。	避難状況、救護所開設状況	様式第7号によること。	公共施設被害	河川被害	様式第8号によること。 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。	道路被害	水道施設被害	鉄道施設被害	電信電話施設被害	電力施設被害	ガス施設被害	<p>復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</p> <p>(4) 孤立集落に係る情報</p> <p>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市町村に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>4 その他の情報の収集伝達 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1120 746 1924 1120"> <thead> <tr> <th colspan="2">伝達の対象となる被害</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生状況等</td> <td>被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況 (全般)</td> <td>様式第4号～第6号によること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人、住家被害等</td> <td>人的被害</td> <td>様式第7号によること。</td> </tr> <tr> <td>避難状況、救護所開設状況</td> <td>様式第8号によること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">公共施設被害</td> <td>河川被害</td> <td rowspan="6">様式第9号によること。 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>道路被害</td> </tr> <tr> <td>水道施設被害</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設被害</td> </tr> <tr> <td>電信電話施設被害</td> </tr> <tr> <td>電力施設被害</td> </tr> <tr> <td>ガス施設被害</td> </tr> </tbody> </table> <p>様式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害調査表 (様式第1号)</li> <li>○被災状況調査票 (兼台帳) (様式第2号)</li> <li>○災害情報 (様式第3号)</li> <li>○災害概況即報 (様式第4号)</li> <li>○災害発生直後の状況 (様式第5号)</li> <li>○災害発生状況等 (速報・確定報告) (様式第6号)</li> <li>○人的被害 (様式第7号)</li> </ul>	伝達の対象となる被害		伝達内容	災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況 (全般)	様式第4号～第6号によること。	人、住家被害等	人的被害	様式第7号によること。	避難状況、救護所開設状況	様式第8号によること。	公共施設被害	河川被害	様式第9号によること。 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。	道路被害	水道施設被害	鉄道施設被害	電信電話施設被害	電力施設被害	ガス施設被害	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
伝達の対象となる被害		伝達内容																																									
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況 (全般)	様式第3号～第5号によること。																																									
人、住家被害等	人的被害	様式第6号によること。																																									
	避難状況、救護所開設状況	様式第7号によること。																																									
公共施設被害	河川被害	様式第8号によること。 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。																																									
	道路被害																																										
	水道施設被害																																										
	鉄道施設被害																																										
	電信電話施設被害																																										
	電力施設被害																																										
ガス施設被害																																											
伝達の対象となる被害		伝達内容																																									
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況 (全般)	様式第4号～第6号によること。																																									
人、住家被害等	人的被害	様式第7号によること。																																									
	避難状況、救護所開設状況	様式第8号によること。																																									
公共施設被害	河川被害	様式第9号によること。 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。																																									
	道路被害																																										
	水道施設被害																																										
	鉄道施設被害																																										
	電信電話施設被害																																										
	電力施設被害																																										
ガス施設被害																																											

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成28年3月修正）	改正案	改正理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難状況・救護所開設状況</li> <li>○公共施設被害</li> <li>附属資料 ○被害認定基準</li> <li>○伝達要領</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難状況・救護所開設状況（様式第8号）</li> <li>○公共施設被害（様式第9号）</li> <li>附属資料 ○被害認定基準</li> <li>○伝達要領</li> </ul>	
91	<p><b>第4節 災害広報計画</b></p> <p>第2 広報活動</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 市ホームページ掲載</p>	<p><b>第4節 災害広報計画</b></p> <p>第2 広報活動</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 市公式Webサイト掲載</p>	表記の整理
94	<p><b>第5節 災害救助法の適用計画</b></p> <p>第8 被災者の記録</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第5節 災害救助法の適用計画</b></p> <p>第8 被災者の記録</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>様式 ○罹災証明申請書（様式第10号）</p> <p>○仮罹災証明書（様式第11号）</p> </div>	表記の整理
95	<p><b>第6節 避難計画</b></p> <p>第1 方針</p> <p><u>災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責務者である市長を中心として防災関係機関等と相互に連携をとり、地域住民に対し避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ避難させる。被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報並びに水防法に基づく洪水予報及び水防警報を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>市長は、<u>災対法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</u></p> <p>第2 避難のための準備情報・勧告・指示</p> <p>1 実施責任者</p>	<p><b>第6節 避難計画</b></p> <p>第1 方針</p> <p><u>被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。</u></p> <p><u>避難準備情報の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</u></p> <p>市長は、<u>災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第2 避難のための準備情報・勧告・指示</p> <p>1 実施責任者</p>	県計画との整合

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
95	<p>(1) 市長 (追加)</p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のため立退きを指示する。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</p>	<p>(1) 市長</p> <p><u>ア 避難勧告・避難指示</u>  <u>気象警報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。</u>  <u>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合では、避難のための立退きを指示又は勧告する。</u>  <u>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</u>  <u>また、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。</u></p> <p><u>イ 避難準備情報</u>  <u>一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u>  <u>また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定避難所を開設する。</u></p> <p><u>ウ 屋内避難</u>  <u>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u></p> <p><u>エ 対象地域の設定</u>  <u>避難準備情報や避難勧告・指示等を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</u></p> <p><u>オ 事前の情報提供</u>  <u>避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
96	<p><u>3 避難勧告・指示等の時期</u></p> <p><u>避難の勧告・指示等は、空振りをおそれず、危険が切迫する前に十分な余裕を持って早めに出すものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食糧品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。</u></p> <p><u>また、避難勧告や指示等に至る前から、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</u></p> <p><u>さらに、避難の勧告・指示等を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、いったん設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。</u></p>	<p><u>情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</u></p> <p>(削除) ※第 1 章第 2 0 節第 1 に記載</p>	<p>県計画との整合 記載箇所の変更</p>
97	<p><u>4 避難の勧告・指示等の周知徹底</u></p> <p>避難のための立ち退きを勧告・指示等したときは、必要と認める地域の居住者等にこれを伝達し周知徹底を図るものとする。</p> <p>(1) <u>事前措置</u></p> <p><u>市長は、地区別に避難所、避難路を定め、事前に市広報等で住民に周知徹底させておく。</u></p> <p>(2) <u>周知方法</u></p> <p>関係住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、その地域の区長等の協力を求めるとともに、市ホームページ、広報車、サイレン、警鐘、コミュニティFM、ケーブルテレビ、災害情報共有システム（Lアラート）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、自主防災会等を利用して、速やかに周知徹底を図るものとする。</p> <p>(3) <u>伝達内容</u></p> <p>(4) <u>避難上の注意事項</u></p>	<p><u>3 避難の勧告・指示等の周知</u></p> <p>避難のための立ち退きを勧告・指示等したときは、必要と認める地域の居住者等に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(削除) ※第 2 章第 2 0 節第 1 1 に記載</p> <p>(1) <u>住民への周知徹底</u></p> <p>関係住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、その地域の区長等の協力を求めるとともに、市公式Webサイト、広報車、サイレン、警鐘、コミュニティFM、ケーブルテレビ、災害情報共有システム（Lアラート）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、自主防災会等を通じて電話連絡等を利用して、速やかに周知徹底を図るものとする。</p> <p>(2) <u>伝達内容</u></p> <p>(3) <u>避難上の注意事項</u></p>	<p>表記の整理 県計画との整合 記載箇所の変更</p> <p>表記の整理 県計画との整合</p> <p>表記の整理 表記の整理</p>



風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
98	<p><b>第 3 避難誘導及び移送</b></p> <p>2 避難の誘導                      避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、<u>県警察及び市が各地区の消防団、区長等と協力して誘導を行う。誘導に当たっては、できる限り自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行う。</u>                      また、<u>避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に応じ、避難路を 2 か所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。</u>                      なお、<u>避難誘導、安否確認の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努め、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</u></p> <p>3 避難の順位  <u>避難の順位は、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の避難行動要支援者を優先する。</u></p> <p>4 移送の方法</p> <p>5 避難の誘導、移送の応援要請</p> <p>6 広域一時滞在に係る協議                      災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、<u>その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p>	<p><b>第 3 避難誘導及び移送</b></p> <p>2 避難の誘導                      避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、<u>次の事項に留意し、県警察及び市が消防団、区長等と協力して誘導を行う。</u>  <u>(1) 避難所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u>  <u>(2) できる限り自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行う。</u>  <u>(3) 避難行動要支援者の避難を優先して行う。</u>  <u>(4) 避難行動要支援者の避難行動、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。</u>                      (削除) ※上記ウに記載</p> <p>3 移送の方法</p> <p>4 避難の誘導、移送の応援要請</p> <p>5 広域一時滞在に係る協議  <u>市は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合 記載箇所の変更</p> <p>表記の整理 表記の整理 表記の整理 県計画との整合</p>
98	<p><b>第 4 避難所の開設・運営</b></p> <p>2 実施方法                      (追加)                      (追加)                      (追加)  <u>(1) 避難所収容台帳</u>  <u>(2) 避難所収容者名簿</u>  <u>(3) 避難所用物資受払簿</u>  <u>(4) 避難所設置及び収容状況</u></p> <p>6 災害救助法による実施基準</p>	<p><b>第 4 避難所の開設・運営</b></p> <p>2 実施方法  <u>(1) 救助実施記録日計表 (様式第 1 2 号)</u>  <u>(2) 救助日報 (様式第 1 3 号)</u>  <u>(3) 物資受払簿 (様式第 1 4 号)</u>  <u>(4) 避難所収容台帳 (様式第 1 5 号)</u>                      (削除)                      (削除)  <u>(5) 避難所設置及び収容状況 (様式第 1 6 号)</u></p> <p>6 災害救助法による実施基準</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>附属資料 ○ 指定避難所一覧 ○ 災害救助法施行細則 (抜粋)</p>	<p>(略)</p> <p>様式 ○ 救助実施記録日計表 (様式第 1 2 号) ○ 救助日報 (様式第 1 3 号) ○ 物資受払簿 (様式第 1 4 号) ○ 避難所収容台帳 (様式第 1 5 号) ○ 避難所設置及び収容状況 (様式第 1 6 号)</p> <p>附属資料 ○ 指定避難所一覧 ○ 災害救助法施行細則 (抜粋)</p>	
101	<p>第 6 要配慮者支援対策</p> <p>(2) 略</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>第 6 要配慮者支援対策</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 障がい者に対する情報提供 障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>	県計画との整合
104	<p>第 7 節 救出計画</p> <p>第 6 災害救助法による実施基準</p> <p>4 整備保存すべき帳簿</p> <p>ア 罹災者救出状況記録簿</p> <p>イ 罹災者救出用機械器具燃料受払簿</p> <p>ウ 罹災者救出用機械器具修繕簿</p> <p>エ 罹災者救出用関係支払証拠書類</p> <p>5 略</p>	<p>第 7 節 救出計画</p> <p>第 6 災害救助法による実施基準</p> <p>4 整備保存すべき帳簿</p> <p>(1) 救助実施記録日計表 (様式第 1 2 号)</p> <p>(2) 救助日報 (様式第 1 3 号)</p> <p>(3) 救助の種目別物資受払簿 (様式第 1 7 号)</p> <p>(4) 被災者救出状況記録簿 (様式第 1 8 号)</p> <p>(5) 被災者救出用関係支払証拠書類</p> <p>5 略</p>	表記の整理
105	<p>(追加)</p>	<p>様式 ○ 救助実施記録日計表 (様式第 1 2 号) ○ 救助日報 (様式第 1 3 号) ○ 救助の種目別物資受払簿 (様式第 1 7 号) ○ 被災者救出状況記録簿 (様式第 1 8 号)</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
106	<p>附属資料 。災害救助法施行細則 (抜粋)</p> <p><b>第 8 節 食品供給計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b>                      災害により食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生ずるおそれのある場合は、被災者等を保護するため、備蓄食糧、炊出しその他による食品の<u>給与</u>を実施する。</p> <p><b>第 2 実施責任者</b>                      2 炊出しその他による食品の<u>給与</u></p> <p><b>第 3 炊出しその他による食品の給与</b>                      災害のため、食品の配給、販売機構等が混乱し、あるいは自宅で炊飯ができない者に対し、<u>市防災倉庫及び小・中学校等に備蓄している備蓄食糧の給与、応急的な炊出しを行い、必要な食品を給与する。</u></p> <p>1 市は、<u>概ね次のとおり食品を供給する。</u>                      (1) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品<u>(及び飲料水)</u>を供給する。</p> <p>2 <u>一時縁故者先等へ避難する被災者も炊出し等の対象となる。なお、この場合現物をもって支給する。</u></p> <p>4 米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。                      なお、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省(生産局)に要請を行うことができる。ただし、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p>	<p>附属資料 。災害救助法施行細則 (抜粋)</p> <p><b>第 8 節 食品供給計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b>                      災害により食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生ずるおそれのある場合は、被災者等を保護するため、備蓄食糧、炊出しその他による食品の<u>供給</u>を実施する。</p> <p><b>第 2 実施責任者</b>                      2 炊出しその他による食品の<u>供給</u></p> <p><b>第 3 炊出しその他による食品の供給</b>                      災害のため、食品の配給、販売機構等が混乱し、あるいは自宅で炊飯ができない者に対し、<u>備蓄物資、自ら調達した食品、第 4 の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。</u></p> <p>1 市は、<u>食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。</u>                      (1) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水<u>(ペットボトル等)</u>を供給する。</p> <p>2 <u>在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</u></p> <p>4 米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。                      なお、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省(政策統括官)に要請を行うことができる。ただし、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理                      表記の整理                      県計画との整合</p> <p>表記の整理                      県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>
107	<p><b>第 4 応援要請</b>                      市は、自ら炊出しその他による食品の<u>給与</u>の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ炊出しその他による食品の<u>給与</u>の実施又はこれに要する要員及び食品につき応援を要求する。</p>	<p><b>第 4 他市町村又は県へ応援要求</b>                      市は、自ら炊出しその他による食品の<u>供給</u>の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ炊出しその他による食品の<u>供給</u>の実施又はこれに要する要員及び食品につき応援を要求する。                      なお、<u>事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由																																						
108	<p>第5 災害救助法による実施基準</p> <p>4 整備保存すべき帳簿</p> <p>(1) 炊き出し受給者名簿</p> <p>(2) 食料現品給与簿</p> <p>(3) 炊き出し、その他による食品給与用物品受払簿 (追加)</p> <p>(4) 炊き出し用物品借用簿</p> <p>(5) 炊き出し、その他による食品給与のための食料購入代金等 支払証拠書類</p> <p>(6) 炊き出し、その他による食品給与のための物品受払証拠書 類</p> <p>5 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(追加)</p> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則(抜粋)</p> </div> <p>第9節 飲料水供給計画</p> <p>第3 応急給水の実施</p> <p style="text-align: center;">主な災害時拠点給水施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>容量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川部上水道配水場</td> <td>あま市七宝町川部登り前1番地</td> <td>6,300m<sup>3</sup></td> <td>R C半地下式</td> </tr> <tr> <td>木田上水道配水管 理 セ ン タ ー</td> <td>あま市木田戊亥34番地</td> <td>5,180m<sup>3</sup></td> <td>P C式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飲料水兼用耐震性貯水槽</td> <td>あま市七宝町遠島十三割2000番地(七宝焼アトウレツジ)</td> <td>60m<sup>3</sup></td> <td>鋼製地下式</td> </tr> <tr> <td>あま市七宝町伊福阿原28番地(伊福小学校敷)</td> <td>100m<sup>3</sup></td> <td>鋼製地下式</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	容量	備考	川部上水道配水場	あま市七宝町川部登り前1番地	6,300m <sup>3</sup>	R C半地下式	木田上水道配水管 理 セ ン タ ー	あま市木田戊亥34番地	5,180m <sup>3</sup>	P C式	飲料水兼用耐震性貯水槽	あま市七宝町遠島十三割2000番地(七宝焼アトウレツジ)	60m <sup>3</sup>	鋼製地下式	あま市七宝町伊福阿原28番地(伊福小学校敷)	100m <sup>3</sup>	鋼製地下式	<p>第5 災害救助法による実施基準</p> <p>4 整備保存すべき帳簿</p> <p>(1) 救助実施記録日計表(様式第12号)</p> <p>(2) 救助日報(様式第13号)</p> <p>(3) 物資受払簿(様式第14号)</p> <p>(4) 炊出し給与状況(様式第19号)</p> <p>(5) 炊出し用物品借用簿(様式第20号)</p> <p>(6) 炊出し、その他による食品給与のための食料購入代金等 支払証拠書類</p> <p>(7) 炊出し、その他による食品給与のための物品受払証拠書類</p> <p>5 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>様 式 ○救助実施記録日計表(様式第12号)</p> <p>○救助日報(様式第13号)</p> <p>○物資受払簿(様式第14号)</p> <p>○炊出し給与状況(様式第19号)</p> <p>○炊出し用物品借用簿(様式第20号)</p> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則(抜粋)</p> </div> <p>第9節 飲料水供給計画</p> <p>第3 応急給水の実施</p> <p style="text-align: center;">主な災害時拠点給水施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>容量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川部上水道配水場</td> <td>あま市七宝町川部登り前1番地</td> <td>6,200m<sup>3</sup></td> <td>R C半地下式</td> </tr> <tr> <td>木田上水道配水管 理 セ ン タ ー</td> <td>あま市木田戊亥34番地</td> <td>5,200m<sup>3</sup></td> <td>P C式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飲料水兼用耐震性貯水槽</td> <td>あま市七宝町遠島十三割2000番地(七宝焼アトウレツジ)</td> <td>60m<sup>3</sup></td> <td>鋼製地下式</td> </tr> <tr> <td>あま市七宝町伊福河原28番地(伊福小学校敷)</td> <td>100m<sup>3</sup></td> <td>鋼製地下式</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	容量	備考	川部上水道配水場	あま市七宝町川部登り前1番地	6,200m <sup>3</sup>	R C半地下式	木田上水道配水管 理 セ ン タ ー	あま市木田戊亥34番地	5,200m <sup>3</sup>	P C式	飲料水兼用耐震性貯水槽	あま市七宝町遠島十三割2000番地(七宝焼アトウレツジ)	60m <sup>3</sup>	鋼製地下式	あま市七宝町伊福河原28番地(伊福小学校敷)	100m <sup>3</sup>	鋼製地下式	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>データの更新</p>
施設名	所在地	容量	備考																																						
川部上水道配水場	あま市七宝町川部登り前1番地	6,300m <sup>3</sup>	R C半地下式																																						
木田上水道配水管 理 セ ン タ ー	あま市木田戊亥34番地	5,180m <sup>3</sup>	P C式																																						
飲料水兼用耐震性貯水槽	あま市七宝町遠島十三割2000番地(七宝焼アトウレツジ)	60m <sup>3</sup>	鋼製地下式																																						
	あま市七宝町伊福阿原28番地(伊福小学校敷)	100m <sup>3</sup>	鋼製地下式																																						
施設名	所在地	容量	備考																																						
川部上水道配水場	あま市七宝町川部登り前1番地	6,200m <sup>3</sup>	R C半地下式																																						
木田上水道配水管 理 セ ン タ ー	あま市木田戊亥34番地	5,200m <sup>3</sup>	P C式																																						
飲料水兼用耐震性貯水槽	あま市七宝町遠島十三割2000番地(七宝焼アトウレツジ)	60m <sup>3</sup>	鋼製地下式																																						
	あま市七宝町伊福河原28番地(伊福小学校敷)	100m <sup>3</sup>	鋼製地下式																																						

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由																								
109	<table border="1"> <tr> <td>地内)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>あま市七宝町桂弥勒28番地 (七宝グラウンド敷地内)</td> <td>40m<sup>3</sup></td> <td>鋼製地下式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あま市甚目寺五位田125番地1 (じもくじ夢広場)</td> <td>100m<sup>3</sup></td> <td>タケグタイル鋳鉄管地下式</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>第6 災害救助法による実施基準</b></p> <p>4 整備保存すべき帳簿 (追加) (追加) (追加) (1) 飲料水の供給記録簿 (2) 給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品、資材受払簿 (3) 給水用機械器具修繕簿 (4) 飲料水供給のための支払証拠書類</p> <p>5 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p>	地内)				あま市七宝町桂弥勒28番地 (七宝グラウンド敷地内)	40m <sup>3</sup>	鋼製地下式		あま市甚目寺五位田125番地1 (じもくじ夢広場)	100m <sup>3</sup>	タケグタイル鋳鉄管地下式		<table border="1"> <tr> <td>地内)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>あま市七宝町桂弥勒28番地 (七宝グラウンド敷地内)</td> <td>40m<sup>3</sup></td> <td>鋼製地下式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あま市甚目寺五位田125番地1 (じもくじ夢広場)</td> <td>100m<sup>3</sup></td> <td>タケグタイル鋳鉄管地下式</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>第6 災害救助法による実施基準</b></p> <p>4 整備保存すべき帳簿 (1) 救助実施記録日計表 (様式第12号) (2) 救助日報 (様式第13号) (3) 物資受払簿 (様式第14号) (4) 飲料水の供給簿 (様式第21号) (削除) (削除) (5) 飲料水供給のための支払証拠書類</p> <p>5 (略)</p> <p><b>様式</b> ○救助実施記録日計表 (様式第12号) ○救助日報 (様式第13号) ○物資受払簿 (様式第14号) ○飲料水の供給簿 (様式第21号)</p> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p>	地内)				あま市七宝町桂弥勒28番地 (七宝グラウンド敷地内)	40m <sup>3</sup>	鋼製地下式		あま市甚目寺五位田125番地1 (じもくじ夢広場)	100m <sup>3</sup>	タケグタイル鋳鉄管地下式		<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
地内)																											
あま市七宝町桂弥勒28番地 (七宝グラウンド敷地内)	40m <sup>3</sup>	鋼製地下式																									
あま市甚目寺五位田125番地1 (じもくじ夢広場)	100m <sup>3</sup>	タケグタイル鋳鉄管地下式																									
地内)																											
あま市七宝町桂弥勒28番地 (七宝グラウンド敷地内)	40m <sup>3</sup>	鋼製地下式																									
あま市甚目寺五位田125番地1 (じもくじ夢広場)	100m <sup>3</sup>	タケグタイル鋳鉄管地下式																									
110	<p><b>第10節 生活必需品の給貸与計画</b></p> <p><b>第4 応援要請</b></p> <p>市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ生活必需品等の給与若しくは貸与の実施又はこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要求する。 (追加)</p> <p><b>第5 災害救助法による実施基準</b></p> <p>4 整備保存すべき帳簿 (追加)</p>	<p><b>第10節 生活必需品の給貸与計画</b></p> <p><b>第4 応援要請</b></p> <p>市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ生活必需品等の給与若しくは貸与の実施又はこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要求する。 なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</p> <p><b>第5 災害救助法による実施基準</b></p> <p>4 整備保存すべき帳簿 (1) 救助実施記録日計表 (様式第12号)</p>	<p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p>																								

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
111	<p>(追加) (追加) (1) 物資購入（配分）計画表 (2) 物資受払簿（配給段階ごとに送付書、受領書とともに作成する。） (追加) (3) 物資給与及び受領簿（世帯主の受領印を要す。）  (4) 物資購入関係支払証拠書類 5 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(追加)</p> </div> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則（抜粋）</p>	<p>(2) 救助日報（様式第 1 3 号） (3) 物資受払簿（様式第 1 4 号） (4) 物資購入（配分）計画表（様式第 2 2 号） (削除)  (5) 物資の給与状況（様式第 2 3 号） (6) 物資給与及び受領簿（様式第 2 4 号）（世帯主の受領印を要す。） (7) 物資購入関係支払証拠書類 5 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>様式 ○救助実施記録日計表（様式第 1 2 号） ○救助日報（様式第 1 3 号） ○物資受払簿（様式第 1 4 号） ○物資購入（配分）計画表（様式第 2 2 号） ○物資の給与状況（様式第 2 3 号） ○物資給与及び受領簿（様式第 2 4 号）</p> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則（抜粋）</p> </div>	<p>表記の整理</p>
113	<p><b>第 1 1 節 医療及び助産計画</b> <b>第 8 災害救助法による実施基準</b> 4 整備保存すべき帳簿 (追加) (追加) (追加) (1) 医薬品衛生材料受払簿 (2) 医療救護班活動状況簿 (3) 病院診療所医療実施状況簿 (4) 助産台帳 (5) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 5 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(追加)</p> </div>	<p><b>第 1 1 節 医療及び助産計画</b> <b>第 8 災害救助法による実施基準</b> 4 整備保存すべき帳簿 (1) 救助実施記録日計表（様式第 1 2 号） (2) 救助日報（様式第 1 3 号） (3) 物資受払簿（様式第 1 4 号） (削除) (4) 医療救護班活動状況（様式第 2 5 号） (5) 病院・診療所医療実施状況（様式第 2 6 号） (6) 助産台帳（様式第 2 7 号） (7) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 5 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>様式 ○救助実施記録日計表（様式第 1 2 号） ○救助日報（様式第 1 3 号） ○物資受払簿（様式第 1 4 号）</p> </div>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
113	<p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p> <p><b>第 1 2 節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画</b></p> <p>第 7 災害救助法による実施基準</p> <p>4 整備保存すべき帳簿</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(1) 遺体搜索状況記録簿</p> <p>(2) 搜索用機械器具燃料受払簿</p> <p>(3) 搜索用機械器具修繕簿</p> <p>(4) 遺体搜索用関係支出証拠書類</p> <p>(5) 遺体処理台帳</p> <p>(6) 遺体処理費支出関係証拠書類</p> <p>(7) 埋火葬台帳</p> <p>(8) 埋火葬費支出関係証拠書類</p> <p>5 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p>	<p>○医療救護班活動状況 (様式第 2 5 号)</p> <p>○病院・診療所医療実施状況 (様式第 2 6 号)</p> <p>○助産台帳 (様式第 2 7 号)</p> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p> <p><b>第 1 2 節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画</b></p> <p>第 7 災害救助法による実施基準</p> <p>4 整備保存すべき帳簿</p> <p>(1) 救助実施記録日計表 (様式第 1 2 号)</p> <p>(2) 救助日報 (様式第 1 3 号)</p> <p>(3) 物資受払簿 (様式第 1 4 号)</p> <p>(4) 遺体搜索状況記録簿 (様式第 2 8 号)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 遺体処理台帳 (様式第 2 9 号)</p> <p>(削除)</p> <p>(6) 埋火葬台帳 (様式第 3 0 号)</p> <p>(7) 遺体搜索用関係、処理費及び埋火葬費支出関係証拠書類</p> <p>5 (略)</p> <p><b>様 式</b> ○救助実施記録日計表 (様式第 1 2 号)</p> <p>○救助日報 (様式第 1 3 号)</p> <p>○物資受払簿 (様式第 1 4 号)</p> <p>○遺体搜索状況記録簿 (様式第 2 8 号)</p> <p>○遺体処理台帳 (様式第 2 9 号)</p> <p>○埋火葬台帳 (様式第 3 0 号)</p> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
118	<p><b>第 1 3 節 防疫・保健衛生計画</b></p> <p>第 5 避難所の生活環境管理</p> <p>市は、避難所の生活衛生を確保するため、<u>飲料水等の衛生指導を行う。</u></p> <p>避難所等における炊き出しの実施に際し、<u>栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</u></p>	<p><b>第 1 3 節 防疫・保健衛生計画</b></p> <p>第 5 避難所の生活環境管理</p> <p>市は、避難所の生活衛生を確保するため、<u>必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
120	<p><b>第 1 4 節 廃棄物処理計画</b></p> <p><b>第 3 災害廃棄物処理実行計画の策定</b></p> <p>市は、<u>災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針(平成26年3月:環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。</u></p> <p><b>第 4 処理体制の確立</b></p> <p>廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬器材、仮置場及び処理、処分場を確保するとともに、<u>県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立する。特に、浸水した畳、家具、家電の処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の浸水した畳、家具、家電の最終処分までの処理体制を確立する。</u></p> <p><u>なお、解体現場において分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努めるとともに、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</u></p> <p>(追加)</p> <p><b>第 5 し尿の収集、処分</b></p> <p>し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、浸水地域など緊急に汲取りを要する地域及び重要性の高い施設から実施し、収集したし尿は、海部地区環境事務組合及び五条広域事務組合のし尿処理場における処理等の方法によって処分する。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)に定める基準に従って行う。</p> <p><b>第 6 ごみの収集、処分等</b></p> <p>1 ごみの収集、処分</p> <p>ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施し、収集したものは、海部地区環境事務組合及び名古屋市五条川</p>	<p>避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p> <p><b>第 1 4 節 廃棄物処理計画</b></p> <p><b>第 3 災害廃棄物処理実行計画の策定</b></p> <p>市は、被災状況を調査し、<u>発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。</u></p> <p><b>第 4 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</b></p> <p>1 <u>市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬器材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。</u></p> <p>2 <u>災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</u></p> <p>3 <u>環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</u></p> <p><b>第 5 し尿の収集、処分</b></p> <p>し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、<u>避難所や浸水地域など緊急に汲取りを要する地域及び重要性の高い施設から実施し、収集したし尿は、海部地区環境事務組合及び五条広域事務組合のし尿処理場における処理等の方法によって処分する。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)に定める基準に従って行う。</u></p> <p><b>第 6 ごみの収集、処分等</b></p> <p>1 ごみの収集、処分</p> <p>ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、<u>避難所や緊急を要する地域から実施し、収集したものは、海部地区環境事務組合及び名古屋</u></p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>



風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
121	<p>工場のごみ処理施設における焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分する。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。なお、住民に対しては、ごみ分別収集の徹底を図るための広報を行う。</p> <p><b>第 7 応援要請</b></p> <p>市は、災害により、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、又はし尿又はごみ処理が不能となった場合は、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」に基づき、周辺市町村及び県に<b>応援を要請するものとする。</b></p> <p><b>第 16 節 応急住宅計画</b></p> <p><b>第 4 応急仮設住宅の設置及び管理運営</b></p> <p>2 建設用地の確保</p>	<p>市五条川工場のごみ処理施設における焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、<u>破砕処理や埋立処分等を行う</u>。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。なお、住民に対しては、ごみ分別収集の徹底を図るための広報を行う。</p> <p><b>第 7 応援要請</b></p> <p>市は、災害により、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、又はし尿又はごみ処理が不能となった場合は、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」に基づき、周辺市町村又は県に<b>応援を要請するものとする。</b></p> <p><b>第 16 節 応急住宅計画</b></p> <p><b>第 4 応急仮設住宅の設置及び管理運営</b></p> <p>2 建設用地の確保</p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p>
123	<p>(1) 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し報告する。</p> <p>なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。(追加)</p> <p>(2) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p>(追加)</p> <p><b>第 8 災害救助法による実施基準</b></p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し報告する。</p> <p>なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。<u>また、二次災害に充分配慮する。</u></p> <p>(2) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p><u>なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮の危険性に配慮する。</u></p> <p><b>第 8 災害救助法による実施基準</b></p> <p>2 (略)</p>	
126	<p>(追加)</p> <p><b>第 8 災害救助法による実施基準</b></p> <p>2 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>3 整備保存すべき帳簿</b></p> <p>(1) <u>応急仮設住宅の設置、入居させた場合</u></p> <p>ア <u>救助実施記録日計表 (様式第 12 号)</u></p> <p>イ <u>救助日報 (様式第 13 号)</u></p> <p>ウ <u>応急仮設住宅入居申込書 (様式第 31 号)</u></p> <p>エ <u>応急仮設住宅台帳 (様式第 32 号)</u></p> <p>オ <u>応急仮設住宅入居予定者名簿 (様式第 33 号)</u></p>	<p>表記の整理</p>


風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
129	<p>3 応急仮設住宅を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。 略</p> <p>(追加)</p> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p> <p><b>第 17 節 文教災害対策計画</b> 第11 災害救助法による実施基準 4 整備保存すべき帳簿</p>	<p>カ 応急仮設住宅入居者選定調書 (様式第 34 号) キ 応急仮設住宅入居決定通知書 (様式第 35 号) ク 応急仮設住宅入居誓約書 (様式第 36 号)</p> <p>(2) 住宅の応急修理の実施をした場合 ア 救助実施記録日計表 (様式第 12 号) イ 救助日報 (様式第 13 号) ウ 物資受払簿 (様式第 14 号) エ 住宅応急修理申込書 (様式第 37 号) オ 住宅応急修理申込者名簿 (様式第 38 号) カ 住宅応急修理対象者選定調書 (様式第 39 号) キ 住宅応急修理決定通知書 (様式第 40 号) ク 住宅応急修理記録簿 (様式第 41 号)</p> <p>4 応急仮設住宅を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。 略</p> <p>様 式 ○救助実施記録日計表 (様式第 12 号) ○救助日報 (様式第 13 号) ○物資受払簿 (様式第 14 号) ○応急仮設住宅入居申込書 (様式第 31 号) ○応急仮設住宅台帳 (様式第 32 号) ○応急仮設住宅入居予定者名簿 (様式第 33 号) ○応急仮設住宅入居者選定調書 (様式第 34 号) ○応急仮設住宅入居決定通知書 (様式第 35 号) ○応急仮設住宅入居誓約書 (様式第 36 号) ○住宅応急修理申込書 (様式第 37 号) ○住宅応急修理申込者名簿 (様式第 38 号) ○住宅応急修理対象者選定調書 (様式第 39 号) ○住宅応急修理決定通知書 (様式第 40 号) ○住宅応急修理記録簿 (様式第 41 号)</p> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p> <p><b>第 17 節 文教災害対策計画</b> 第11 災害救助法による実施基準 4 整備保存すべき帳簿</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>(追加) (追加) (追加) (1) 学用品購入 (配分) 計画表 (様式第 4 2 号) (2) 学用品交付簿 (親権者の受領印を徴すること。) (3) 学用品出納に関する帳簿 (受払関係) (追加) (4) 学用品購入関係支払証拠書類</p> <p>5 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(追加)</p> </div> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p> <p><b>第 1 8 節 障害物除去計画</b> 第 5 災害救助法による実施基準 4 整備保存すべき帳簿 (追加) (追加) (追加) (1) 障害物除去の状況記録簿 (2) 障害物除去費支出関係証拠書類 (3) 物資の受払簿</p> <p>5 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(追加)</p> </div> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p>	<p>(1) 救助実施記録日計表 (様式第 1 2 号) (2) 救助日報 (様式第 1 3 号) (3) 物資受払簿 (様式第 1 4 号) (4) 学用品購入 (配分) 計画表 (様式第 4 2 号) (削除) (削除) (5) 学用品の給与状況 (様式第 4 3 号) (6) 学用品購入関係支払証拠書類</p> <p>5 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>様 式</b> ○救助実施記録日計表 (様式第 1 2 号) ○救助日報 (様式第 1 3 号) ○物資受払簿 (様式第 1 4 号) ○学用品購入 (配分) 計画表 (様式第 4 2 号) ○学用品の給与状況 (様式第 4 3 号)</p> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p> </div> <p><b>第 1 8 節 障害物除去計画</b> 第 5 災害救助法による実施基準 4 整備保存すべき帳簿</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
130	<p>(追加) (追加) (追加) (1) 障害物除去の状況記録簿 (2) 障害物除去費支出関係証拠書類 (3) 物資の受払簿</p> <p>5 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(追加)</p> </div> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p> <p><b>第 2 0 節 輸送計画</b> 第 7 緊急通行車両の事前届出及び確認</p>	<p>(1) 救助実施記録日計表 (様式第 1 2 号) (2) 救助日報 (様式第 1 3 号) (3) 物資受払簿 (様式第 1 4 号) (4) 障害物除去の状況記録簿 (様式第 4 4 号) (5) 障害物除去費支出関係証拠書類 (削除) (略)</p> <p>5 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>様 式</b> ○救助実施記録日計表 (様式第 1 2 号) ○救助日報 (様式第 1 3 号) ○物資受払簿 (様式第 1 4 号) ○障害物除去の状況記録簿 (様式第 4 4 号)</p> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p> </div> <p><b>第 2 0 節 輸送計画</b> 第 7 緊急通行車両の事前届出及び確認</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
136	<p>3 緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付</p> <p>(1) 前項において緊急通行車両であると確認されたものには緊急通行車両確認証明書及び次の標章が交付される。</p> <p>(2) 規制地域においては、標章を前面ガラスの内側に貼付し、確認証明書を携帯して通行する。</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> <p>標 章</p>  </div> <p>(備考) 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。</p> <p>2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。</p> <p>3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。</p>	<p>3 緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付</p> <p>(1) 前項において緊急通行車両であると確認されたものには緊急通行車両確認証明書及び標章が交付される。</p> <p>(2) 規制地域においては、標章を前面ガラスの内側に貼付し、確認証明書を携帯して通行する。</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">(削除)</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
130	<p>第 8 災害救助法による実施基準</p> <p>2 (略)</p> <p>(追加)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(追加)</p> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p> <p>様 式 ○緊急通行車両等事前届出書</p> <p style="padding-left: 20px;">○緊急通行車両等届出書</p> <p style="padding-left: 20px;">○緊急通行車両確認証明書</p> </div>	<p>第 8 災害救助法による実施基準</p> <p>2 (略)</p> <p>3 整備保存すべき帳簿</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 救助実施記録日計表 (様式第 1 2 号)</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 救助日報 (様式第 1 3 号)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 物資受払簿 (様式第 1 4 号)</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 輸送記録簿 (様式第 4 5 号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>様 式 ○救助実施記録日計表 (様式第 1 2 号)</p> <p style="padding-left: 20px;">○救助日報 (様式第 1 3 号)</p> <p style="padding-left: 20px;">○物資受払簿 (様式第 1 4 号)</p> <p style="padding-left: 20px;">○輸送記録簿 (様式第 4 5 号)</p> <p style="padding-left: 20px;">○緊急通行車両等届出書 (様式第 4 6 号)</p> <p style="padding-left: 20px;">○緊急通行車両確認証明書 (様式第 4 7 号)</p> <p>附属資料 ○災害救助法施行細則 (抜粋)</p> <p>(削除)</p> </div>	<p>表記の整理</p>
138	<p>第 2 1 節 電力・ガス・水道の供給計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>電力、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、<u>災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を要するので、これらの供給を円滑にするための応急工事をはじめとする緊急措置を行う。</u></p> <p>第 2 実施責任者</p> <p>4 水道</p> <p style="padding-left: 20px;">水道事業者 (市長)</p> <p>(追加)</p> <p>第 3 電力</p> <p>1 災害時における応急工事</p> <p style="padding-left: 20px;">電気事業者は、災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、被災施設・</p>	<p>第 2 1 節 <u>ライフライン施設等の応急対策計画</u></p> <p>第 1 方針</p> <p>電力、ガス、<u>上下水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害が発生した場合は速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに応急復旧を行い、その公共的機能を保持するための計画とする。</u></p> <p>第 2 実施責任者</p> <p>4 <u>上水道</u></p> <p style="padding-left: 20px;">水道事業者 (市長、<u>名古屋市上下水道局</u>)</p> <p>5 <u>下水道</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>下水道管理者</u></p> <p>第 3 電力</p> <p>1 災害時における応急工事</p> <p style="padding-left: 20px;">電気事業者は、災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、被災施設・</p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p> <p>下水道の追加</p> <p>表記の整理</p>

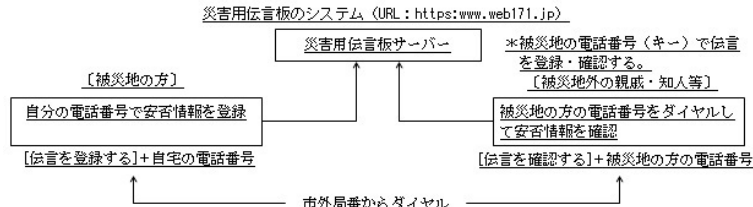
風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
139	<p>設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施するとともに、供給先の住民等へ報道機関による報道又はホームページ等により、復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。</p> <p>なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。</p> <p><b>第 6 水道</b> (追加)</p>	<p>設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施するとともに、供給先の住民等へ報道機関による報道又はWebサイト等により、復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。</p> <p>なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。</p> <p><b>第 6 上水道</b> <b>第 7 下水道</b></p> <p><u>1 災害時における応急工事</u></p> <p><u>下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。</u></p> <p><u>(1) 下水管渠</u></p> <p><u>管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。</u></p> <p><u>(2) ポンプ場等</u></p> <p><u>断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。</u></p> <p><u>なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。</u></p> <p><u>次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。</u></p> <p><u>2 応援の要請</u></p> <p><u>大きな災害が発生した場合、必要に応じて国、他の地方公共団体等に応援を要請し、速やかに応急措置を講じる。</u></p>	<p>表記の整理 下水道の追加</p>
141	<p><b>第 2 2 節 一般通信施設等対策計画</b> <b>第 1 方針</b></p> <p>電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に</p>	<p><b>第 2 2 節 一般通信施設等対策計画</b> <b>第 1 方針</b></p> <p>電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に</p>	

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>において当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するため、<u>西日本電信電話株式会社は、電気通信施設等の災害応急対策を実施する。</u></p> <p><b>第2 実施内容</b></p> <p>1 <u>災害が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、迅速に災害の規模、状況等を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに、必要な情報を地方自治体の災害対策機関に連絡する。</u></p> <p>2 <u>災害が発生し、又は災害の発生が予想され、通信がふくそうするときは、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。</u></p> <p>3 <u>災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、利用の制限（必要最小限の通話にとどめる）について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。</u></p> <p>4 <u>災害が発生した場合には、あらかじめ定められた応急対策計画に基づき、代替機能設備、応急対策用資機材により対策を実施する。</u></p> <p>5 <u>西日本電信電話株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板を運用する。</u></p> <p>(1) <u>災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被災者の安否確認による電話のふくそうを避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国約50か所に設置された災害用伝言ダイヤルセンターを通して被災者の安否確認を行うものである。</u></p> <div data-bbox="286 1053 1030 1268" data-label="Diagram"> <pre> graph TD     A["【被災地の方】 自分の電話番号で安否情報を録音 171+1+自宅の電話番号"] --&gt; B["市外局番からダイヤル"]     B --&gt; C["災害用伝言ダイヤルのシステム 災害用伝言ダイヤルセンター"]     C --&gt; D["【被災地の方】 被災地の方の電話番号をダイヤルして 伝言を聞く 171+2+被災地の方の電話番号"]     E["*被災地の電話番号(キー)で伝言を登録・再生する。 【被災地外の親戚・知人等】"] -.-&gt; C     </pre> </div> <p>(2) <u>災害用伝言板とは、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認を行うものである。</u></p>	<p>において当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するため、電気通信施設等の災害応急対策を実施する。</p> <p><b>第2 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）</b></p> <p>1 <u>災害対策情報の伝達</u> <u>電信電話施設が被災し、又は被災するおそれがあるときは、災害の規模、その他状況を迅速かつ確実に把握し、応急措置等の円滑な推進を図る。</u></p> <p>2 <u>災害状況等に関する広報</u> <u>災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、被災エリア内に広報車による広報を実施するとともに、大規模災害の場合は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ利用者に広報する。</u></p> <p>3 <u>電話施設及び電話回線に対する応急措置</u></p> <p>(1) <u>電話交換設備、電話回線施設等の復旧は、重要通信の確保に必要なものから優先実施するとともに被害状況に応じ、可搬型移動無線機、その他の災害対策用機器等により復旧を図る。</u></p> <p>(2) <u>通信用電源が被災した場合、その被害状況により移動電源車、大容量可搬型電源装置による給電等を行う。</u></p> <p>4 <u>電話疎通に対する応急措置</u></p> <p>(1) <u>災害のため通信が途絶した場合、疎通確保のための応急措置を別に定める通達及び標準実施方法により行う。</u></p> <p>(2) <u>電話交換設備、伝送路等の被災に伴って発生する通話ふくそうあるいは電話網の復旧は、あらかじめ定める「措置計画」に基づき、最大の疎通の確保をする。</u></p> <p>5 <u>復旧要員及び資材の措置</u></p> <p>(1) <u>災害応急対策及び災害復旧を実施するための必要な要員は、別に定める方法による。</u></p> <p>(2) <u>災害応急復旧等のため資材調達及び災害対策用の応援、輸送は、別に定める通達、関連実施方法による。</u></p> <p><b>第3 移动通信事業者（NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）</b></p> <p><u>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要</u></p>	

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由																													
	<p style="text-align: center;">災害用伝言板のシステム（URL：https://www.web171.jp）</p>  <table border="1" data-bbox="302 430 1064 965"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）</td> <td>被災地を中心とした生活圏のNTT一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時にNTTが県単位の指定する。）</td> </tr> <tr> <td>利用可能電話</td> <td>NTTの一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、PHS（一部事業者を除く）</td> </tr> <tr> <td>伝言蓄積数</td> <td>1電話番号当たり1～10伝言</td> </tr> <tr> <td>伝言録音時間</td> <td>1伝言30秒以内</td> </tr> <tr> <td>伝言の保存期間</td> <td>登録後2日間（48時間）</td> </tr> <tr> <td>伝言の消去</td> <td>保存期間経過時に自動消去</td> </tr> <tr> <td>利用料金</td> <td>発信地～被災地電話番号間の通話料（登録、再生とも必要）</td> </tr> <tr> <td>暗証番号付き伝言</td> <td>4桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 通信事業者は、災害により通信不通区間を生じたとき又は応急復旧したときは、県災害対策本部に情報伝達するとともに、必要に応じて連絡要員を派遣する。</p> <p>7 KDDI株式会社では、震度6弱程度以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などとの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。（利用料金は無料）</p> <table border="1" data-bbox="302 1204 1064 1468"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">伝言板</td> <td>基本</td> <td>安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安否情報の登録</td> <td>登録方法</td> <td>EZweb→トップメニュー→災害用伝言板→登録</td> </tr> <tr> <td>被災状況</td> <td>「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地を中心とした生活圏のNTT一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時にNTTが県単位の指定する。）	利用可能電話	NTTの一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、PHS（一部事業者を除く）	伝言蓄積数	1電話番号当たり1～10伝言	伝言録音時間	1伝言30秒以内	伝言の保存期間	登録後2日間（48時間）	伝言の消去	保存期間経過時に自動消去	利用料金	発信地～被災地電話番号間の通話料（登録、再生とも必要）	暗証番号付き伝言	4桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）	機能	内容		伝言板	基本	安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど）	安否情報の登録	登録方法	EZweb→トップメニュー→災害用伝言板→登録	被災状況	「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選	<p>通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。</li> <li>2 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出勤させて救済する。</li> <li>3 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出勤させ、電力供給を実施する。</li> </ol>	
項目	内容																															
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地を中心とした生活圏のNTT一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時にNTTが県単位の指定する。）																															
利用可能電話	NTTの一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、PHS（一部事業者を除く）																															
伝言蓄積数	1電話番号当たり1～10伝言																															
伝言録音時間	1伝言30秒以内																															
伝言の保存期間	登録後2日間（48時間）																															
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去																															
利用料金	発信地～被災地電話番号間の通話料（登録、再生とも必要）																															
暗証番号付き伝言	4桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）																															
機能	内容																															
伝言板	基本	安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど）																														
	安否情報の登録	登録方法	EZweb→トップメニュー→災害用伝言板→登録																													
		被災状況	「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選																													



風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由																															
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 197 546 236"></td> <td data-bbox="546 197 1066 236"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="546 197 725 236"></td> <td data-bbox="725 197 1066 236"> <u>訳 (英語版の利用も可能)</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 236 725 268">コメント入力</td> <td data-bbox="725 236 1066 268"> <u>全角100文字まで</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 268 725 300">保存期間</td> <td data-bbox="725 268 1066 300"> <u>最大72時間</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 300 725 338">登録可能件数</td> <td data-bbox="725 300 1066 338"> <u>10件 / 1 電話番号</u> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 338 546 434">安否情報登録利用地域</td> <td data-bbox="546 338 1066 434"> <u>被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺 (登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。)</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 434 546 826">お知らせメール</td> <td data-bbox="546 434 1066 826"> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="546 434 725 529"> <u>伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 529 725 561">設定宛先件数</td> <td data-bbox="725 529 1066 561"> <u>5件</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 561 725 625">送信者アドレス</td> <td data-bbox="725 561 1066 625"> <u>安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 625 725 826">メール内容</td> <td data-bbox="725 625 1066 826"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="725 625 1066 689"> <u>安否情報を登録した携帯電話の電話番号</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="725 689 1066 753"> <u>安否情報が登録された旨をお知らせする内容</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="725 753 1066 826"> <u>伝言板へアクセスするためのリンク</u> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 826 546 1053">安否情報確認</td> <td data-bbox="546 826 1066 1053"> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="546 826 1066 960"> <u>地域制限なく、a u 携帯電話番号で検索可能 E2web→トップメニュー→災害用伝言板→登録→安否情報を確認したい相手の携帯電話番号を入力し「検索する」を押す。</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="546 960 1066 1053"> <u>a u 携帯電話番号以外からは「iモード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示</u> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="546 197 725 236"></td> <td data-bbox="725 197 1066 236"> <u>訳 (英語版の利用も可能)</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 236 725 268">コメント入力</td> <td data-bbox="725 236 1066 268"> <u>全角100文字まで</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 268 725 300">保存期間</td> <td data-bbox="725 268 1066 300"> <u>最大72時間</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 300 725 338">登録可能件数</td> <td data-bbox="725 300 1066 338"> <u>10件 / 1 電話番号</u> </td> </tr> </table>		<u>訳 (英語版の利用も可能)</u>	コメント入力	<u>全角100文字まで</u>	保存期間	<u>最大72時間</u>	登録可能件数	<u>10件 / 1 電話番号</u>	安否情報登録利用地域	<u>被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺 (登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。)</u>	お知らせメール	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="546 434 725 529"> <u>伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 529 725 561">設定宛先件数</td> <td data-bbox="725 529 1066 561"> <u>5件</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 561 725 625">送信者アドレス</td> <td data-bbox="725 561 1066 625"> <u>安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 625 725 826">メール内容</td> <td data-bbox="725 625 1066 826"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="725 625 1066 689"> <u>安否情報を登録した携帯電話の電話番号</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="725 689 1066 753"> <u>安否情報が登録された旨をお知らせする内容</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="725 753 1066 826"> <u>伝言板へアクセスするためのリンク</u> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<u>伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能</u>		設定宛先件数	<u>5件</u>	送信者アドレス	<u>安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス</u>	メール内容	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="725 625 1066 689"> <u>安否情報を登録した携帯電話の電話番号</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="725 689 1066 753"> <u>安否情報が登録された旨をお知らせする内容</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="725 753 1066 826"> <u>伝言板へアクセスするためのリンク</u> </td> </tr> </table>	<u>安否情報を登録した携帯電話の電話番号</u>	<u>安否情報が登録された旨をお知らせする内容</u>	<u>伝言板へアクセスするためのリンク</u>	安否情報確認	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="546 826 1066 960"> <u>地域制限なく、a u 携帯電話番号で検索可能 E2web→トップメニュー→災害用伝言板→登録→安否情報を確認したい相手の携帯電話番号を入力し「検索する」を押す。</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="546 960 1066 1053"> <u>a u 携帯電話番号以外からは「iモード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示</u> </td> </tr> </table>	<u>地域制限なく、a u 携帯電話番号で検索可能 E2web→トップメニュー→災害用伝言板→登録→安否情報を確認したい相手の携帯電話番号を入力し「検索する」を押す。</u>		<u>a u 携帯電話番号以外からは「iモード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示</u>			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="546 197 725 236"></td> <td data-bbox="725 197 1066 236"> <u>訳 (英語版の利用も可能)</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 236 725 268">コメント入力</td> <td data-bbox="725 236 1066 268"> <u>全角100文字まで</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 268 725 300">保存期間</td> <td data-bbox="725 268 1066 300"> <u>最大72時間</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 300 725 338">登録可能件数</td> <td data-bbox="725 300 1066 338"> <u>10件 / 1 電話番号</u> </td> </tr> </table>		<u>訳 (英語版の利用も可能)</u>	コメント入力	<u>全角100文字まで</u>	保存期間	<u>最大72時間</u>	登録可能件数	<u>10件 / 1 電話番号</u>																									
	<u>訳 (英語版の利用も可能)</u>																																	
コメント入力	<u>全角100文字まで</u>																																	
保存期間	<u>最大72時間</u>																																	
登録可能件数	<u>10件 / 1 電話番号</u>																																	
安否情報登録利用地域	<u>被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺 (登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。)</u>																																	
お知らせメール	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="546 434 725 529"> <u>伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 529 725 561">設定宛先件数</td> <td data-bbox="725 529 1066 561"> <u>5件</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 561 725 625">送信者アドレス</td> <td data-bbox="725 561 1066 625"> <u>安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 625 725 826">メール内容</td> <td data-bbox="725 625 1066 826"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="725 625 1066 689"> <u>安否情報を登録した携帯電話の電話番号</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="725 689 1066 753"> <u>安否情報が登録された旨をお知らせする内容</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="725 753 1066 826"> <u>伝言板へアクセスするためのリンク</u> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<u>伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能</u>		設定宛先件数	<u>5件</u>	送信者アドレス	<u>安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス</u>	メール内容	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="725 625 1066 689"> <u>安否情報を登録した携帯電話の電話番号</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="725 689 1066 753"> <u>安否情報が登録された旨をお知らせする内容</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="725 753 1066 826"> <u>伝言板へアクセスするためのリンク</u> </td> </tr> </table>	<u>安否情報を登録した携帯電話の電話番号</u>	<u>安否情報が登録された旨をお知らせする内容</u>	<u>伝言板へアクセスするためのリンク</u>																						
<u>伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能</u>																																		
設定宛先件数	<u>5件</u>																																	
送信者アドレス	<u>安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス</u>																																	
メール内容	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="725 625 1066 689"> <u>安否情報を登録した携帯電話の電話番号</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="725 689 1066 753"> <u>安否情報が登録された旨をお知らせする内容</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="725 753 1066 826"> <u>伝言板へアクセスするためのリンク</u> </td> </tr> </table>	<u>安否情報を登録した携帯電話の電話番号</u>	<u>安否情報が登録された旨をお知らせする内容</u>	<u>伝言板へアクセスするためのリンク</u>																														
<u>安否情報を登録した携帯電話の電話番号</u>																																		
<u>安否情報が登録された旨をお知らせする内容</u>																																		
<u>伝言板へアクセスするためのリンク</u>																																		
安否情報確認	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="546 826 1066 960"> <u>地域制限なく、a u 携帯電話番号で検索可能 E2web→トップメニュー→災害用伝言板→登録→安否情報を確認したい相手の携帯電話番号を入力し「検索する」を押す。</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="546 960 1066 1053"> <u>a u 携帯電話番号以外からは「iモード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示</u> </td> </tr> </table>	<u>地域制限なく、a u 携帯電話番号で検索可能 E2web→トップメニュー→災害用伝言板→登録→安否情報を確認したい相手の携帯電話番号を入力し「検索する」を押す。</u>		<u>a u 携帯電話番号以外からは「iモード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示</u>																														
<u>地域制限なく、a u 携帯電話番号で検索可能 E2web→トップメニュー→災害用伝言板→登録→安否情報を確認したい相手の携帯電話番号を入力し「検索する」を押す。</u>																																		
<u>a u 携帯電話番号以外からは「iモード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示</u>																																		
	<p data-bbox="255 1059 1066 1129">8 株式会社NTTドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、<u>iモード災害用伝言板サービスを運用する。</u></p> <p data-bbox="277 1136 1066 1283"><u>iモード災害用伝言板サービスとは、災害時に被災者の安否確認等による携帯電話のふくそうを避けるため、被災者の親戚・知人が直接被災者へ電話せず、iモードセンタを通して、メール通信により被災者等の安否確認を行うものである。(利用料金は無料)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 1289 591 1327">項目</th> <th data-bbox="591 1289 1066 1327">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 1327 591 1359">運用条件</td> <td data-bbox="591 1327 1066 1359"> <u>震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1359 591 1423">メッセージ登録可能エリア</td> <td data-bbox="591 1359 1066 1423"> <u>災害が発生した地域を管轄している営業エリア全域及びその周辺</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1423 591 1450">メッセージ登録可能件数</td> <td data-bbox="591 1423 1066 1450"> <u>1 携帯電話番号あたり10件</u> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	運用条件	<u>震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合</u>	メッセージ登録可能エリア	<u>災害が発生した地域を管轄している営業エリア全域及びその周辺</u>	メッセージ登録可能件数	<u>1 携帯電話番号あたり10件</u>																									
項目	内容																																	
運用条件	<u>震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合</u>																																	
メッセージ登録可能エリア	<u>災害が発生した地域を管轄している営業エリア全域及びその周辺</u>																																	
メッセージ登録可能件数	<u>1 携帯電話番号あたり10件</u>																																	

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成28年3月修正）	改正案	改正理由										
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 204 584 432">メッセージ登録内容</td> <td data-bbox="584 204 1066 432"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状態（日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択）</li> <li>日本語版：「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」</li> <li>英語版：「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」</li> <li>・コメント（全角100（半角200）文字以内）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 432 584 464">メッセージ確認可能エリア</td> <td data-bbox="584 432 1066 464">全国のiモードサービス利用可能エリア</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 464 584 692">メッセージ登録方法</td> <td data-bbox="584 464 1066 692"> <ol style="list-style-type: none"> <li>① i Menuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択</li> <li>② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択</li> <li>③ 現在の状態について「無事です」等の4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入れる。</li> <li>④ 「登録」を押す。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 692 584 920">メッセージ確認方法</td> <td data-bbox="584 692 1066 920"> <ol style="list-style-type: none"> <li>① i Menuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択</li> <li>② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択</li> <li>③ 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す。</li> <li>④ メッセージを選択し、登録されている状態を確認する。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 920 584 1023">その他</td> <td data-bbox="584 920 1066 1023">docomo携帯電話番号以外からは「au災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示する。</td> </tr> </table>	メッセージ登録内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状態（日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択）</li> <li>日本語版：「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」</li> <li>英語版：「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」</li> <li>・コメント（全角100（半角200）文字以内）</li> </ul>	メッセージ確認可能エリア	全国のiモードサービス利用可能エリア	メッセージ登録方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① i Menuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択</li> <li>② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択</li> <li>③ 現在の状態について「無事です」等の4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入れる。</li> <li>④ 「登録」を押す。</li> </ol>	メッセージ確認方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① i Menuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択</li> <li>② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択</li> <li>③ 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す。</li> <li>④ メッセージを選択し、登録されている状態を確認する。</li> </ol>	その他	docomo携帯電話番号以外からは「au災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示する。		
メッセージ登録内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状態（日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択）</li> <li>日本語版：「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」</li> <li>英語版：「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」</li> <li>・コメント（全角100（半角200）文字以内）</li> </ul>												
メッセージ確認可能エリア	全国のiモードサービス利用可能エリア												
メッセージ登録方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① i Menuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択</li> <li>② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択</li> <li>③ 現在の状態について「無事です」等の4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入れる。</li> <li>④ 「登録」を押す。</li> </ol>												
メッセージ確認方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① i Menuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択</li> <li>② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択</li> <li>③ 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す。</li> <li>④ メッセージを選択し、登録されている状態を確認する。</li> </ol>												
その他	docomo携帯電話番号以外からは「au災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示する。												
146	<p>9 災害対策本部への連絡等</p> <p>通信事業者は、災害により通信不通区間を生じたとき又は応急復旧したときは、県及び市災害対策本部に情報伝達するとともに、必要に応じて連絡要員を派遣する。</p>												
	<p><b>第24節 消防活動計画</b></p> <p>第5 消防相互応援</p> <p>1 応援協力依頼</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 1294 584 1412">           附属資料（追加）            ○愛知県防災ヘリコプター支援協定（追加）         </td> </tr> </table>	附属資料（追加） ○愛知県防災ヘリコプター支援協定（追加）	<p><b>第24節 消防活動計画</b></p> <p>第5 消防相互応援</p> <p>1 応援協力依頼</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 1294 1473 1412">           附属資料         </td> <td data-bbox="1473 1294 1928 1412">           ○愛知県内広域消防相互応援協定            ○愛知県防災ヘリコプター支援協定            ○海部地方消防相互応援協定書         </td> </tr> </table>	附属資料	○愛知県内広域消防相互応援協定 ○愛知県防災ヘリコプター支援協定 ○海部地方消防相互応援協定書	協定の追加							
附属資料（追加） ○愛知県防災ヘリコプター支援協定（追加）													
附属資料	○愛知県内広域消防相互応援協定 ○愛知県防災ヘリコプター支援協定 ○海部地方消防相互応援協定書												
	<p><b>第25節 水防計画</b></p>	<p><b>第25節 水防計画</b></p>											

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改 正 案	改正理由
147	<p>第 4 水防活動</p> <p>1 水防団等の出動 水防管理者は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態にいたったとき、県及び海部地区水防事務組合の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。</p>	<p>第 4 水防活動</p> <p>1 水防団等の出動 水防管理者は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、県及び海部地区水防事務組合の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。</p>	表記の整理
149	<p><b>第 2 6 節 航空機事故による災害対策計画</b></p> <p>第 3 情報の伝達系統</p> <p>1 民間航空機の場合 (図中)</p> <p>2 自衛隊機の場合 (図中)</p>	<p><b>第 2 6 節 航空機事故による災害対策計画</b></p> <p>第 3 情報の伝達系統</p> <p>1 民間航空機の場合 <u>(図に愛知県健康福祉部医務国保課及びDMA T 指定医療機関を追加)</u></p> <p>2 自衛隊機の場合 <u>(図に愛知県健康福祉部医務国保課及びDMA T 指定医療機関を追加)</u></p>	県計画との整合
156	<p><b>第 2 8 節 放射性物質及び原子力災害応急対策計画</b></p> <p>第 3 実施内容</p> <p>4 医療関係活動 (2) 放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診察・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。</p>	<p><b>第 2 8 節 放射性物質及び原子力災害応急対策計画</b></p> <p>第 3 実施内容</p> <p>4 医療関係活動 (2) 放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診察・治療を行うことのできる<u>原子力災害拠点病院</u>に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。</p>	表記の整理
162	<p><b>第 3 2 節 ボランティアの受入れ計画</b></p> <p>第 4 予想されるボランティア団体等</p> <p>1 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知県連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード (協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、公益財団法人名古屋YMCA、<u>一般財団法人名古屋YWCA</u>、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青</p>	<p><b>第 3 2 節 ボランティアの受入れ計画</b></p> <p>第 4 予想されるボランティア団体等</p> <p>1 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知県連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、<u>認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード</u> (協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、公益財団法人名古屋YMCA、<u>公益財団法人名古屋YWCA</u>、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
166	<p>年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</p> <p><b>第 3 4 節 応援要請計画</b></p> <p><b>第 3 節 応援要請の実施</b></p> <p>4 緊急消防援助隊等への応援要請</p> <p>市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。</p> <p><u>要請に当たっては次の点に留意する。</u></p> <p>(1) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。</p> <p>(2) <u>消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>5 指定地方行政機関等に対する応援要請</u></p> <p><u>6 応援要請時の明示事項</u></p>	<p>日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</p> <p><b>第 3 4 節 応援要請計画</b></p> <p><b>第 3 節 応援要請の実施</b></p> <p>4 緊急消防援助隊等への応援要請</p> <p><u>(1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。</p> <p><u>5 海上保安庁の応援要請の依頼</u></p> <p><u>市長は、災害の発生に際し、必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。</u></p> <p><u>依頼は、要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。</u></p> <p><u>また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合は、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。</u></p> <p><u>6 指定地方行政機関等に対する応援要請</u></p> <p><u>7 応援要請時の明示事項</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
171	<p><b>第 3 5 節 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <p><b>第 5 節 災害派遣要請等手続</b></p> <p>2 依頼先</p> <p>(2) 愛知県</p>	<p><b>第 3 5 節 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <p><b>第 5 節 災害派遣要請等手続</b></p> <p>2 依頼先</p> <p>(2) 愛知県</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由																						
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">勤務時間内</td> <td>NTT FAX</td> <td>052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))</td> <td>052-971-7103 (追加)</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td>600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)</td> <td>600-1360~1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) (追加)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">e-mail</td> <td>saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</td> <td>(追加)</td> </tr> </table>	勤務時間内	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))	052-971-7103 (追加)	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)	600-1360~1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) (追加)	e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	(追加)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">勤務時間内</td> <td>NTT FAX</td> <td>052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))</td> <td>052-971-7103 <u>052-971-7106</u> <u>052-973-4107</u></td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td>600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)</td> <td>600-1360~1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) <u>600-1321 (県警連絡員)</u> <u>600-1324 (自衛隊連絡員)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">e-mail</td> <td>saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</td> <td>aichi-saitaihonbu2@lion.ocn.ne.jp</td> </tr> </table>	勤務時間内	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))	052-971-7103 <u>052-971-7106</u> <u>052-973-4107</u>	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)	600-1360~1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) <u>600-1321 (県警連絡員)</u> <u>600-1324 (自衛隊連絡員)</u>	e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	aichi-saitaihonbu2@lion.ocn.ne.jp	
勤務時間内	NTT FAX		052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))	052-971-7103 (追加)																					
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)	600-1360~1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) (追加)																						
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	(追加)																						
勤務時間内	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))	052-971-7103 <u>052-971-7106</u> <u>052-973-4107</u>																						
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)	600-1360~1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) <u>600-1321 (県警連絡員)</u> <u>600-1324 (自衛隊連絡員)</u>																						
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	aichi-saitaihonbu2@lion.ocn.ne.jp																						
177	<p>第 8 災害派遣に伴う経費の負担区分</p> <p>2 略</p> <table border="1"> <tr> <td>様式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部隊等の派遣要請依頼書</li> <li>○ 災害派遣部隊撤収要請依頼書</li> </ul> </td> </tr> </table>	様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部隊等の派遣要請依頼書</li> <li>○ 災害派遣部隊撤収要請依頼書</li> </ul>	<p>第 8 災害派遣に伴う経費の負担区分</p> <p>2 略</p> <table border="1"> <tr> <td>様式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部隊等の派遣要請依頼書 (様式第 4 8 号)</li> <li>○ 災害派遣部隊撤収要請依頼書 (様式第 4 9 号)</li> </ul> </td> </tr> </table>	様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部隊等の派遣要請依頼書 (様式第 4 8 号)</li> <li>○ 災害派遣部隊撤収要請依頼書 (様式第 4 9 号)</li> </ul>	表記の整理																		
様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部隊等の派遣要請依頼書</li> <li>○ 災害派遣部隊撤収要請依頼書</li> </ul>																								
様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部隊等の派遣要請依頼書 (様式第 4 8 号)</li> <li>○ 災害派遣部隊撤収要請依頼書 (様式第 4 9 号)</li> </ul>																								
中表紙	<p>第 4 章 災害復旧計画</p>	<p>第 4 章 災害復旧・復興計画</p>	表記の整理																						
180	<p>第 4 章 災害復旧計画</p>	<p>第 4 章 災害復旧・復興計画</p>	表記の整理																						
183	<p>第 3 節 民生安定のための緊急措置</p> <p><u>災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、市は災害救助法の適用を申請し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</u></p> <p><u>被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、</u></p>	<p>第 3 節 民生安定のための緊急措置</p> <p><u>被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</u></p> <p><u>被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除) ※第 2 章第 3 節に記載</p>	<p>県計画との整合</p> <p>記載箇所の変更</p>																						

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改正案	改正理由
	<p><u>他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</u></p> <p>暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</p> <p>（追加）</p> <p><b>第 1 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</b></p> <p>1 <u>農林漁業災害資金</u></p> <p><u>災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び日本政策金融公庫法により融資する。</u></p> <p><u>（1）天災資金</u></p> <p><u>暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要の再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。</u></p> <p><u>（2）株式会社日本政策金融公庫資金</u></p> <p><u>農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。</u></p> <p>2 <u>中小企業復興資金</u></p> <p>被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株</p>	<p>暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</p> <p><b>第 1 罹災証明書の交付等</b></p> <p>1 <u>罹災証明書の交付</u></p> <p><u>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</u></p> <p>2 <u>被災者台帳の作成</u></p> <p><u>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p> <p><b>第 2 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</b></p> <p>1 <u>農林水産業の再建支援</u></p> <p><u>（1）支援情報の提供及び相談窓口の設置</u></p> <p><u>市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。</u></p> <p><u>（2）金融支援等</u></p> <p><u>市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定化を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。</u></p> <p><u>（3）施設復旧</u></p> <p><u>第 1 節 公共施設災害復旧事業 参照</u></p> <p>2 <u>商工業の再建支援</u></p> <p><u>（1）支援情報の提供及び相談窓口の設置</u></p>	<p>県計画との整合</p> <p>表記の整理 県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行 (平成 28 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p><u>式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。</u></p> <p>3、4 (略) (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>5 激甚災害特別貸付金 <u>被災労働者に対し、労働金庫手持資金を労働金庫各店を通じて被災労働者に貸し付ける。</u></p> <p>6 罹災証明書の交付等 <u>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</u> <u>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u></p> <p>第2 住宅等対策 2 被災住宅等の復旧相談</p>	<p><u>市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</u></p> <p>(2) 金融支援等 <u>県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金(災害復旧資金)、中小企業組織強化資金(災害復旧資金)により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。</u></p> <p>3、4 (略)</p> <p>5 市税等の減免等 <u>市町村は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じて、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。</u></p> <p>6 義援金の受付、支給 <u>各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除) ※第1に記載</p> <p>第3 住宅等対策 2 相談窓口の設置</p>	<p></p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合 記載箇所の変更</p> <p>表記の整理 県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編 新旧対照表

頁	現行（平成 28 年 3 月修正）	改 正 案	改正理由
	<p>市は、被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</p> <p>第3 暴力団等への対策</p>	<p>市は、相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。</p> <p>第4 暴力団等への対策</p>	<p>表記の整理</p>